

令和6年10月9日

第37回全国篤志面接委員大会 記 録

公益財団法人 全国篤志面接委員連盟



競輪の補助事業

この記録は、競輪の補助により作成しました。

<https://jka-cycle.jp>

令和6年10月9日

第37回全国篤志面接委員大会 記 録

公益財団法人 全国篤志面接委員連盟



全国篤志面接委員連盟会長式辞
塩崎 恭久 会長



全国篤志面接委員連盟会長表彰



法務大臣感謝状



受賞者代表謝辞
湖南学院 藤澤 弘道 委員



法務大臣祝辞
法務大臣 牧原 秀樹 様
(代読 法務事務次官 川原 隆司 様)



矯正協会会長祝辞
藤本 哲也 会長



研修風景

目 次

1	大会次第	1
2	式 辞	(公財)全国篤志面接委員連盟会長 塩崎 恭久 2
3	謝 辞	受賞者代表 湖南学院篤志面接委員 藤澤 弘道 4
4	祝 辞	法務大臣 牧原 秀樹様	... 5
		(公財)矯正協会会長 藤本 哲也様	... 6
5	基調講演	7
	「社会復帰支援の現状と展望」		
	講 師	法務省矯正局更生支援管理官 吉野 智 様	
6	研究発表	27
	テーマ 「時代に応じた篤志面接活動の意義と役割の再発見！！」		
	サブテーマ 「これからの社会とのつながりを求めて」		
	発表者	山形刑務所篤志面接委員 深瀬 俊路	
		徳島刑務所篤志面接委員 桑内 瑠美子	
		加古川学園篤志面接委員 道谷 卓	
		岡山少年院篤志面接委員 松本 宣秀	
7	意見交換	53
8	意見要旨集	75
9	法務大臣感謝状受賞者	86
10	(公財)全国篤志面接委員連盟会長表彰受賞者	87
11	来賓及び連盟役員、出席者	88
12	篤志面接委員物故者	94

大会次第

- 1 目的 全国の篤志面接委員が一堂に会し、篤志面接活動の内容の充実と効果的な指導方法について研究討議する。
- 2 日時 令和6年10月9日（水） 13時00分から17時40分まで
- 3 場所 中央合同庁舎第6号館A棟 法務省地下大会議室
- 4 内容
式典
13：00 開式の辞 全国篤志面接委員連盟副会長 井上 廣
黙 禱
式 辞 全国篤志面接委員連盟会長 塩崎 恭久
表 彰 法務大臣感謝状
全国篤志面接委員連盟会長表彰
受賞者代表謝辞 湖南学院篤志面接委員 藤澤 弘道
祝 辞 法 務 大 臣 牧原 秀樹 様
公益財団法人矯正協会会長 藤本 哲也 様
来賓紹介
祝電披露
閉式の辞 全国篤志面接委員連盟副会長 前田 直子
研修会
13：45 基調講演
演 題 「社会復帰支援の現状と展望」
講 師 法務省矯正局更生支援管理官 吉野 智 様
14：45 休 憩
15：00 研究発表
テ ー マ 「時代に応じた篤志面接活動の意義と役割の再発見！！」
サブテーマ 「これからの社会とのつながりを求めて」
発 表 者 山形刑務所篤志面接委員 深瀬 俊路
徳島刑務所篤志面接委員 桑内 瑠美子
加古川学園篤志面接委員 道谷 卓
岡山少年院篤志面接委員 松本 宣秀
16：20 意見交換
17：40 研修会終了

式 辞

全国篤志面接委員連盟会長 塩崎 恭久

第37回全国篤志面接委員大会の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、多数のご来賓及び関係機関の方々のご参列の下、永年にわたる活動に功績のあった篤志面接委員に対する表彰式典、並びに全国各地で精力的な活動を展開されている篤志面接委員の研修大会を盛大に開催できますことは、誠に喜ばしいことと思います。

まずは、本研修会の開催を含め、日頃、篤志面接委員活動に手厚いご援助をいただいております法務省矯正局をはじめ関係の皆様に対しまして、厚く御礼を申し上げます。

さて、最近の当連盟の活動を振り返りますと、昨年10月には、引き続き参加者の人数を制限した形ではありましたが、第36回全国篤志面接委員大会を開催することができました。同年12月には、10回目となる初任者研修会に併せて、初めての取組である、活動経験15年以上のベテラン委員を対象としたリフレッシュ研修会も実施することができました。また、各矯正管区管内篤志面接委員協議会におきましても、対面による研修会が開催されるなど、ようやくコロナ禍前の活動が取り戻されつつあります。

ところで、最近の矯正をめぐる状況を概観いたしますと、ご承知のごとく、昨年4月から、第二次となった再犯防止推進計画が実施に移され、官民挙げた再犯防止施策の更なる推進が図られております。矯正施設におきましては、同計画の重点課題である就労・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用促進、学校等と連携した修学支援や、犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導等の施策の実施が進められております。加えて、刑事施設におきましては、来年6月から、これまでの懲役刑・禁錮刑に代わって拘禁刑が導入される予定であり、これに伴い、現在、受刑者一人一人の特性、個性に応じた一層柔軟な処遇が実施できるよう教育処遇体制の充実・強化方策が検討されていると仄聞しているところです。

改めて申し上げますまでもなく、篤志面接委員活動の目的は、矯正行政の下で、被収容者に面接や指導、教育を行うことによりその改善更生と社会復帰を援助することにあることから、こうした矯正行政の動向を踏まえ、その果たすべき役割について改めて見直す時期にあるといえます。私たちも、既に全国篤志面接委員連盟常任理事会において、かかる役割のあるべき新たな姿などについて議論を始めているところです。

本日の研修大会は、昨年に引き続き、テーマを「時代に応じた篤志面接活動の意義と役割の再発見!!」、サブテーマを「これからの社会とのつながりを求めて」とし、基調講演、研究発表及び意見交換の3つの柱によって構成しています。

まず、矯正局更生支援管理官の吉野 智氏から「社会復帰支援の現状と展望」と題する基調講演をいただき、次いで、4人の篤志面接委員の方から個別研究の成果を発表していただきます。そして最後は、サブテーマを中心とした意見交換を実施いたします。前回大会と同様に、参加委員全員からお寄せいただいたサブテーマに関するご意見の要旨を大会冊子に記

載しておりますので、それをご覧いただきながら、活発な意見交換をお願いいたします。

どうか限られた時間を有効に活用していただき、実りのある研修成果が得られるよう期待しております。最後に、ご参集の皆様のご発展とご健勝をお祈りし、私の式辞といたします。

謝 辞

受賞者代表 湖南学院篤志面接委員 藤 澤 弘 道

甚だせん越ではございますが、受賞者を代表いたしまして、一言、御礼を申し上げます。

私ども45名が、この度表彰の栄に浴し、本日ここに御来賓の方々及び関係者の皆様方の御臨席を賜り、かくも盛大な表彰式典を催していただきましたことは、誠に身に余る光栄であり、受賞者一同、心から感激しているところでございます。

この上は、本日のこの栄誉と感激を胸に刻み、今後とも、矯正教育の重要性に深く思いをいたし、微力ではございますが、さらに研鑽、精進を重ね、篤志面接委員としての活動を通じて被収容者の改善更生と円滑な社会復帰に寄与し、以て本日の栄誉にお応えすることを、お誓いいたします。

なにとぞ、今後ともよろしく御指導と御鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、甚だ簡単ではございますが、お礼のごあいさつとさせていただきます。

祝 辞

法務大臣 牧原 秀 樹

本日、第37回全国篤志面接委員大会が開催されるに当たりまして、一言お祝いを申し上げます。

全国の篤志面接委員の皆様、また、本日、本大会に御参集の皆様には、平素から、矯正施設における被収容者の改善更生や円滑な社会復帰等のため、献身的に御尽力いただいておりますことに対し、この場をお借りいたしまして、厚く御礼申し上げます。

また、先ほど、多年にわたる篤志面接委員としての活動の御功績により、栄えある表彰を受けられました方々に対しましても、心から感謝と敬意を表します。

さて、法務省におきましては、令和7年6月1日に予定されている拘禁刑の導入に向け、個々の受刑者の特性に応じ、作業と指導を柔軟に組み合わせたきめ細かな処遇を実施することによって、効果的な改善更生と円滑な社会復帰を図るため、運用の検討を鋭意進めております。

拘禁刑が導入された後も、篤志面接委員の皆様の豊富な御経験や高い見識に基づく活動は、被収容者が自らの犯した罪や被害者に対する慰謝に向き合って真の更生を果たすために欠くことのできない、極めて意義深く、尊いものであると考えております。

引き続き、皆様方の御協力を得ながら、矯正施設における被収容者処遇の充実を図ってまいりますので、今後とも、変わらぬ御理解と御支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

結びに、本日ここにお集まりの皆様方の御健勝と御活躍を心からお祈り申し上げまして、祝辞といたします。

(代読 法務事務次官 川原 隆司)

祝 辞

公益財団法人矯正協会会長 藤 本 哲 也

本日、ここに第37回全国篤志面接委員大会の式典が挙行されるに当たり、一言お祝いの言葉を申し述べます。

はじめに、本大会に御出席の方々をはじめ、全国の矯正施設で活動されている篤志面接委員の皆様におかれましては、それぞれの専門分野において御活躍の傍ら、矯正施設において被収容者の改善更生、円滑な社会復帰及び心情の安定並びに施設における適切な処遇の実施の支援に多大な御貢献をされているその御労苦に対し、まずもって深く敬意を表します。

そして、本日、長年にわたる篤志面接活動の御功績により表彰の榮譽に浴された皆様に対しまして、心からお慶びを申し上げます。

矯正施設の被収容者は、罪悪感、将来への不安、社会に残された家族への思いなどから、心情の安定を欠く場合が少なくないと聞き及んでおります。

一方で、皆様も御承知のとおり、今日の矯正施設においては、拘禁刑の創設に伴い、各受刑者の特性に応じた柔軟な処遇の実施が図られるとともに、刑務所出所者等の再犯防止施策が強く求められているものと聞き及んでおります。

このような状況下にあつて、皆様方におかれましては、様々な問題を抱えている被収容者に対して高い識見や豊富な経験に基づき、相談、助言、矯正指導、クラブ活動における趣味・教養の向上等に御尽力され、これらの改善更生等への働きかけを通して、被収容者の再犯・再非行防止にも重要な役割を果たしておられます。

私ども矯正協会は、矯正に関する学術の発展と普及啓発を図るとともに、矯正行政の運営に協力し、犯罪及び非行の防止に寄与する事業を行っております。このような立場にある我々としましても、志を同じくする皆様や、皆様を支援する全国篤志面接委員連盟とともに、矯正行政の支援に努めてまいりたいと考えております。

本日は、日頃の活動の成果を踏まえての研究発表等が行われると伺っておりますが、皆様方の今後の活動に一層の充実発展をもたらすものとなりますことをお祈り申し上げます。

終わりに、全国篤志面接委員連盟のますますの御発展と、ここに御列席の皆様の御健勝を祈念申し上げて、私の祝辞といたします。

基 調 講 演



法務省矯正局更生支援管理官 吉 野 智 様

演題 「社会復帰支援の現状と展望」

講師 法務省矯正局更生支援管理官 吉野 智 様

○司会 阿部理事

それでは、進めてまいりたいと思います。初めに基調講演です。

今回は、法務省矯正局更生支援管理官でいらっしゃいます吉野 智様から、「社会復帰支援の現状と展望」という題でお話させていただきます。

それでは、吉野管理官、よろしくお願いたします。(拍手)

○講師 法務省矯正局更生支援管理官 吉野 智 様

ただ今御紹介にあずかりました、矯正局更生支援管理官の吉野と申します。

まず、講演に先立ちまして、篤志面接委員の先生方には、受刑者・少年院在院者の更生に向けて日頃から熱心に、そして親身に御指導賜っておりますことに改めて御礼申し上げます。

〔以下、パワーポイントを使いながら説明。画面が変わるごとにP)の表記〕

本日は「社会復帰支援の現状と展望」と題してお話しさせていただきます。

P1) まず、「社会復帰支援の概要」として、法制度上の位置付け、収容動向、特に支援を必要とする障害等の特性を持った受刑者の特徴について説明させていただき、「他機関連携による社会復帰支援」として、本日は、地域生活定着支援事業、福祉的就労・就労移行支援事業、農福連携、居住支援という4つの施策についてお話させていただきます。その上で、それらの施策の充実に向けての課題などを申し上げたいと思います。

拘禁刑が創設されることとなった今般の刑法改正に併せて、刑事収容施設法が改正され、受刑者の社会復帰支援についての規定が設けられました。第106条では、第1項で、自立した生活を営む上での困難を有する受刑者に対して、帰住すること、医療・療養を受けること及び就業・修学を助けることのほか、健全な社会生活を営むために必要な援助を行うことが定められ、第2項で、この支援は刑事施設の外の適当な場所でも行うことができるとされ、また、第3項で、保護観察所の長と連携を図ることと規定されています。社会復帰支援の規定が設けられ、刑事施設の長の責務として、この取組をより一層推進していくことが求められています。

次に、再犯防止推進法における社会復帰支援の位置付けについて説明いたします。平成28年に再犯防止推進法が成立・施行され、この法律に基づく再犯防止推進計画という5か年計画が定められ、現在、第二次の計画が現在進行中です。同法第3条では、基本理念として、再犯防止に関する施策は、(中略) 矯正施設の施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互

の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする規定されています。第15条では、住居の確保等に関して、国は、(中略) 犯罪をした者等が地域において生活を営むための住居を確保することを支援するため、(中略) 必要な施策を講ずると規定されており、関係省庁が連携して取り組むこととされています。第17条では、保健医療及び福祉サービスの提供に関して、国は、犯罪をした者等のうち高齢者・障害者等(中略) について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう(中略) 必要な施策を講ずるものとされています。そして、第24条では、地方公共団体もこの再犯防止の施策を講ずるよう努力義務が規定されています。

簡単にまとめますと、再犯防止の施策として、就労の確保、住居の確保、保健医療・福祉サービスの提供、そして修学の支援などの社会復帰の支援の取組を進めることが再犯防止推進法に規定されており、そして今般、刑事収容施設法が改正され、これらが刑事施設の長の責務として明確化され、今後推進していくこととなるという枠組みです。

なお、第二次再犯防止推進計画では「息の長い支援」の実現、地域に支援連携拠点の構築、地方公共団体の主体的・積極的な取組の促進という基本的な方向性の下、7つの課題が掲げられており、その中にも「就労・住居の確保」、「保健医療・福祉サービス利用の促進」等が挙げられています。

続いて、本日の話題の前提として、収容動向の実情を説明させていただきます。

御案内のとおり、刑法犯の認知件数は、平成14年に285万件を超える戦後最多を記録して以降、減少が続いています。最近では、コロナ禍での大幅な減少から微増していますが、長期的に見ると減少傾向にあります。

P2) 名古屋刑務所事案の第三者委員会の中で、矯正では未だ昭和・平成初期の刑務所の印象がデフォルトになっているのではないかと御指摘がありましたが、刑務所には暴力団関係受刑者が相当な割合を占めている印象を持っている方は多いかと思えます。実際にはこのグラフを御覧いただきますとおり、受刑者の中で暴力団関係者の数は、平成15年の1万1,725人から、令和4年は3,020人と大幅に減少しており、割合も19.3%から8.4%に減っています。

P3) その一方で、次のグラフですが、受刑者数全体が減少する中で、高齢受刑者の数は増加しており、70歳以上の受刑者は平成15年に1,253人だったところ、令和4年には3,509人となり、割合では2.1%から9.8%に増えております。

P4) また、精神障害のある受刑者、統合失調症など精神障害の診断を受けている受刑者の数ですが、平成15年に1,099人であったところ、令和4年には1,705人、割合では3.5%から11.8%まで増えています。

P5) さらに知的障害のある受刑者、これも知的障害の診断を受けている受刑者ですが、割合は倍増しています。

以上のように、受刑者を特性別に見た場合の収容構成は大きく変わっている中で、社会復帰支援もそれに応じた取組をしていかなければならないと考えております。

なお、発達障害についても、昨年サンプル調査を行っており、速報値ですが、約12%の受刑者が発達障害又はその疑いがあるという概数調査の結果が出ています。

次に、知的障害・発達障害について、少し前提として特徴の説明をさせていただきます。

知的障害は発達期（おおむね18歳未満）に現れる知的機能の遅れと、生活上の適応機能に制限があるという2つの特徴があります。IQ70以下の人が軽度、50以下の人が中度とされ、知的障害のある人にはそれに応じた様々な支援が行われております。

知的障害の特徴・症状としては、読み書き計算などの学習技能を身に付けることが困難であること、相手に上手く自分の意志を伝えたり、相手の説明している言葉を理解したりすることができないなどコミュニケーションが困難であること、年齢相応の気持ちや行動のコントロールが困難であること、同年代の人と比べると身支度や身の回りのことを行うのに時間がかかってしまうことなどが特徴とされています。また、一度に多くのことを記憶できない、記憶が整理されず誤った記憶の仕方をしてしまう、記憶が上書きされて以前のことを思い出せないなど、覚えることの苦手さもあるとされています。

精神障害は、精神保健福祉法で「統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有するもの」と定義されています。

発達障害は、発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるもの、自閉症やアスペルガー症候群、学習障害、注意欠陥多動性障害などがこれに当たります。

少し発達障害の特徴について申し上げますと、自閉症スペクトラム症は、相手の立場に立って考えることが苦手、話し言葉が遅れている、言葉を字義通りに解釈する、曖昧な表現や幅のある表現の判断が難しい、興味のあることを一方的に話し、会話になりにくいなど、コミュニケーション・対人関係が苦手という問題があるとされています。また、興味の対象が限定的で偏りが大きい、いつもと違う状況に対応できず、融通が利かないと思われてしまう、特定の感覚刺激を嫌う、いつも同じを好み、急な予定変更を嫌がるなど、強いこだわり、限られた興味関心も特徴とされています。

注意欠如・多動症は、物忘れや無くし物が多い、話しかけても聞いていないように見える、約束などを忘れてしまう、物事をやり遂げることができない、順序を立てることや整理整頓ができないなどの不注意、また、手足をそわそわ動かしてしまう、じっとしてられない、おしゃべりが過ぎる、質問が終わる前に答えてしまう、順序を抜かしてしまうなど、多動・衝動性が特徴とされています。こういう特性を持っている受刑者は、脇見や抗弁をしてしまいがちな者も多く、施設運営上困難を伴うことがあることも事実です。

P6) こういう障害のある人にどのような支援をしているか、この図は、就労支援について、福祉就労を含めた多様な就労形態を社会統合の進捗と、労働対価の関係で並べたものです。

社会的統合が進み、労働対価が高いのが一般雇用です。障害者でも一般雇用されている人はおりますし、障害者枠として障害者雇用されている人もいます。

就労継続支援A型事業・就労継続支援B型事業は、いわゆる雇用型と非雇用型に分かれて

いまして、労働法が適用され雇用関係があるものがA型（雇用型）で、賃金を受け取ります。これに対し、B型（非雇用型）は、労働法の適用がなく、雇用関係がないもので、1か月当たりの工賃は平均1万7,000円ほどです。このような様々な形で社会参加が福祉サービスの中で進められています。

中央の特例子会社ですが、これは障害者雇用促進法の中で、全ての事業主は社会連帯の責任として雇用の場を提供する共同の責務を負っているとの考えの下、民間企業では2.5%の障害者雇用率が定められています。雇用率を未達成のときには、不足する障害者数1人当たり月額5万円の障害者雇用納付金を支払わなければなりません。特例子会社は障害者を雇用するために特例で設立された子会社で、障害者雇用率の算定において親会社の一事業所とみなされます。

P7) 一方で、職場定着という課題があります。高齢・障害・求職者雇用支援機構の統計ですが、精神障害者の1年間の職場定着率は約49%、発達障害者で、一般企業に勤めて、障害があることを開示せずに採用された場合、3か月間で約44%、1年間で約33%と、なかなか定着が難しいという状況です。

P8) 様々な就労形態の中で、就労継続支援A型で就労した場合は、障害者全体で、1年間で約67%、障害があることを開示しないで一般企業に採用された場合は、1年間で約30%という状況です。この統計からは、自分の特性について先ず自分が理解して、その上で周りの人にもそれを上手く伝えて、理解・協力してもらいながら仕事をしていくことが職場定着には大切だということを読み取っていただけたと思います。

なお、令和4年の新受刑者についての能力検査値別人員を見てみるとIQ相当値で70を下回る人は約20%で、境界領域の80台前半以下の人では半数を超えています。知的能力に一定の制約がある受刑者がこれだけいるため、先ほど知的障害の定義で申し上げたような支援が必要な人たちが相当数いると思われれます。

「職親プロジェクト」についてはお聞きになられたことがあると思いますが、関西の飲食の企業などを中心に、出所者・出院者であることを職場で明らかにした上で採用していただき、上司・先輩からも様々な指導・支援をしてもらいながら就労する取組を進めています。この職親プロジェクトの2019年の就労状況によると、6か月間の職場定着率が約31%とのことです。職場で指導・支援されている職親プロジェクトであったとしてもこの数値であり、出所者・出院者にとって一般就労での職場定着の難しさはあるのであろうと思われれます。

知的障害受刑者、精神障害受刑者の現状と課題について申し上げます。知的障害受刑者は、再犯期間が短く、刑事施設への入所度数が多い傾向があります。彼らの再犯を防止するために、障害特性の理解を進め、その後の福祉サービスにつなげるための療育手帳を在所中に取得させ、出所後も寄り添い型の支援を進めて行く必要があります。精神障害受刑者は、適切な治療を実施した上で、出所後の福祉を見据えた支援、精神障害者保健福祉手帳を在所中に取得させる取組などを進めております。

以上が第1の社会復帰支援の概要です。これらを踏まえた上で、他機関連携による社会復

婦支援がどう進められているかを次に申し上げたいと思います。

私たちはともすると物の見方が一面的で限定的になってしまう傾向がありますが、視点を変えるとまた違った姿が見えてくることがあります。視点を変えるためには想像力が必要で、新しい想像ができれば、新しい創造が生まれてきます。

犯罪対策も治安対策の側面だけでは十分な解決策を見出せません。例えば、知的障害の触法障害者については、障害のある人でも地域の一員として社会に参加していくための障害者福祉の仕組みから考えると、何か解決策が見出せるかもしれません。生活に困窮した人にその困窮の度合いに応じて必要な支援をして、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を支援していく生活保護の仕組みから考えると、別の解決策も見出せるかもしれません。児童虐待の被害という背景を持った人たちもいます。その児童虐待の背景にはDV被害もあると言われています。児童福祉や、被害女性の生活支援、心理的ケア、自立支援を行う婦人保護事業の仕組みから考えると、必要な支援策も見出せるかもしれません。学校教育や、企業の社会的責任として、企業にもメリットがある担い手育成であったり、まちづくりであったり、いろいろな施策を複合的に検討することで犯罪についても解決策が見出せることがあろうと思います。

これから説明する施策は、厚生労働省、国土交通省及び農林水産省における、様々な社会参加に向けた取組ですが、再犯防止、立ち直り支援としてもこれらの取組が進められていることを説明申し上げたいと思います。

P9) 地域生活定着支援センターという制度です。平成18年、高齢の満期釈放者によるJR下関駅の放火事件などを受けて、高齢であったり、障害があったりする者が孤立して困難に陥り、釈放後再犯に至る問題が指摘されて、彼らを釈放後円滑な福祉につなげる特別調整という仕組みができました。現在では、刑事施設に社会福祉士が、常勤では58名、非常勤では67名、精神保健福祉士は8名配置されています。福祉の専門職が関わり、社会復帰の支援が進んできました。そこで連携する相手方が地域生活定着支援センターです。厚生労働省の予算に基づいて各都道府県（北海道は2か所）に設置されている組織で、矯正施設在所者が退所した後の福祉につなげる役割を担っています。都道府県から社会福祉法人に委託されていますが、補助率で都道府県が4分の1を負担しています。退所後の帰住支援のためのコーディネート業務、受入れた施設への助言を行うフォローアップ業務、令和3年からは被疑者・被告人の支援業務も行われています。

刑務所を出所した後の支援を出口支援と言うのに対して、刑務所に入所する前の支援を入口支援と言っており、障害や高齢などで検察官が取調べにおいて福祉的支援が必要だと判断する事情があり、本人が同意したときに、こういう支援を行う制度ができており、地域生活定着支援センターがその役割を担っています。

次に、福祉的就労・就労移行支援について説明いたします。

就労移行支援事業は、仕事に就きたいと思っている障害のある人に一般就労等に向けて事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援

を行う事業です。大手では、LITALICO（リタリコ）、welbe（ウェルビー）、Cocorport（コ
コレポート）等の事業者が運営しています。利用者は療育手帳や精神障害者福祉手帳を所持
している必要はなく、自治体からの受給者証を交付されていれば2年間のサービスを受けら
れるものです。一般就労に向けて訓練を積み、企業で体験就労をするような取組が行われて
います。

就労継続支援A型事業は、通所により雇用契約に基づく就労の機会を提供し、一般就労に
必要な知識、能力が高まった者について、一般就労への移行に向けて支援する事業で、令和
4年度の平均賃金は月額約8万3,000円です。この賃金で生活は難しいので、障害年金を
併せて支給を受けている方が多いと思います。

就労継続支援B型事業は、障害の程度が重い利用者の方に、通所により就労や生産活動の
機会を提供し、一般就労等への移行に向けて支援する事業で、短時間で軽作業等を行って
いる場合が多いかと思えます。令和4年度の平均工賃は約1万7,000円です。このように就
労系福祉サービスとして様々な社会参加を進めていく取組が行われています。

ここまでは厚生労働省と連携した取組なのですが、今日のテーマの3つ目は、農林水産省
と連携して進めている農福連携という仕組みでございます。

P10) 農福連携とは、障害者が農業分野での活躍を通じ、自信や生きがいを持って社会
参加を実現していく取組で、農業と福祉の連携という意味の造語です。先ほど申し上げた就
労継続支援A型事業や同B型支援事業の形態で生産活動として農業を担っている農福連携団
体もありますし、農業生産法人として運営し、雇用者として障害者の就労を受け入れている
農福連携団体もあります。

この取組の利点を農福連携団体の方々に伺うと、農業というのは本当に様々な仕事があっ
て、作付する作物によっても、地域や農業の規模によっても違いがあり、それぞれに役割を
与えることができると言われています。以前訪問した施設では、軽度の障害の人には農業者
と一緒に作付や収穫をしてもらい、障害の程度が少し重い人が、1つのことに集中して取り組
むのが得意な人には、例えば除草とか、圃場の整備をしてもらっていました。そして、障害
の程度が重く、行動制御が困難で大声を発してしまう人には声を出しながらあぜ道を走って
もらって、そうすることであぜ道に草が生えず、鳥が来ても飛んでいくと。障害の程度の違
いはあっても、一緒に協力してできる仕事を作り出すことができることが農福連携のメリッ
トだとおっしゃっていました。日本農福連携協会の実態調査では78名が矯正施設退所者と
して就農しているという結果が公表されており、現在、同協会に協力をいただきながら農福
連携団体との連携を深めています。

少し位置付けの解説をいたしますと、農政の憲法とも言われる食料・農業・農村基本法第
46条に、「障害者その他の社会生活上支援を必要とする者」が「農業に関する活動を行うこ
とができる環境整備に必要な施策を講ずるものとする」として、農福連携について位置付け
がなされました。

そして第二次再犯防止推進計画の中でも「農福連携に取り組む企業・団体等とも連携し

(中略)、就農意欲を喚起、農業等への就労を促進」することが掲げられています。

農福連携については、内閣官房長官、農林水産大臣・厚生労働大臣等による農福連携等推進会議が設置されておりまして、そこで農福連携等推進ビジョンが定められています。本年6月、同ビジョンの5年目の改訂が行われ、農福連携等の意義として「立ち直り支援の貢献」をすることが加えられました。まさに再犯防止に向けての支援が農福連携の目的の1つにもなっております。

ご参考まで映像を通して農福連携の意義を理解していただければと思います。法務省YouTubeチャンネルの再犯防止に関する動画で、埼玉県熊谷市にある「埼玉福興」という農福連携団体を訪問して作成したものがございます。第一次産業に携わる方々が非常にあたたかく受け入れていただいている、出所者ではなく、仲間として受け入れているということで、受け入れてもらった出所者も、農場の一員としてやりがいを感じていることをお話しされています。

〔動画上映〕

この取組を進めていくために少年院ではソーシャル・ファームの就労体験を実施しています。知的障害者は、なかなか一般化して物事を考えることが難しく、経験から学んでいくことが必要と言われていています。体験を通して理解してもらい、出所した後、その支援を受けたいと思ってもらうことが必要と思っています。

そのほか関係者を招へいして少年院在院者に直接就農指導を実施したり、施設見学や意見交換等により農福連携団体と刑事施設の相互理解を促進するための取組も行っています。また矯正施設側からも農福団体に対して、例えば食材の調達で協力をするなどの連携もしています。

最後に、居住支援について説明いたします。

P 1 1) 満期釈放者の再犯率が高いことは御案内のとおりですが、P 1 2) 右側下の小さい円グラフを御覧ください。満期釈放者で帰住先がない人は4割を超えます。満期釈放と仮釈放を合わせると全体として約16%の人たちは帰住先がないまま刑務所を出所しているという状態で、この点の対策が必要とされています。

再犯防止推進計画において7つの重点課題の1つとして、「就労・住居の確保」があり、その具体的な施策として「居住支援法人との連携を強化」することが入っています。この居住支援法人について少し説明させていただきます。

まず、居住支援住宅セーフティネット制度というのがございまして、これは低廉で借りることができる住宅を、住宅確保が難しい高齢者や障害者が入居できるように支援していこうという仕組みです。住宅セーフティネット法に定める「住宅の確保に特に配慮を要するもの」については国土交通省令で具体的に規定されておりまして、その中に「矯正施設退所者等」が含まれています。

P 1 3) 簡単な概要図ですが、住宅確保が難しい要配慮者に、入居を拒まないという賃貸住宅の登録制度が全国につくられています。そして、このセーフティネット登録住宅については、その代わりに改修費の補助など経済的な支援が行政から与えられていて、さらに入居のマッチングや入居支援という大切な役割を居住支援法人が担っています。

賃貸人がなぜ要配慮者に貸すのをためらうかということ、例えば高齢者であれば入居したままお亡くなりになった場合に残置物をどう整理するか、出所者が再犯をして捕まった場合に残置物はどのようにするのか、家賃を払ってもらえないときはどうするか、そういう不安があつてなかなか賃貸が進まないと考えられます。そのような不安に対して、居住支援法人は様々な支援、例えば家賃を代理で納付するとか、残置物の撤去、片付けとかの支援をする代わりに、賃貸契約成立1件に対していくらというサービス対価を受け取っています。

P 1 4) 一例だけ居住支援の取組例を申し上げます。これは北九州にある居住支援法人ですが、この法人は、空室を一括して大家からマスターリース契約で引き受けて、要配慮者にサブリースをするサービスを行っています。家賃債務保証会社と連携して生活支援付きの債務保証を提供し、入居中の生活支援も実施するという仕組みです。いろいろなサービスの形が全国で進んでおり、こういう居住支援法人と矯正施設の連携も進めています。

最後に社会復帰支援の充実に向けての課題についていくつか申し上げたいと思います。

この写真は、札幌刑務所で実施している精神障害受刑者の処遇・社会復帰支援モデル事業の一場面ですが、無理なく継続できるような就労先の選択、円滑な社会復帰に向けて在所中の精神障害者保健福祉手帳の取得に向けた調整、多職種の専門家がチームをつくってケース会議を開き支援策を検討することなどを進めています。

ただ今、在所中の手帳取得と申し上げましたが、釈放後円滑に保健医療・福祉のサービスを受給するためには在所中の手帳取得の手続をしなければいけないのですが、これがなかなか進んでいません。

最近の速報値ですが、知的障害がある受刑者は、疑いを含めると約1,800名、全受刑者比の5%程いるのですが、在所中の療育手帳申請率がどれだけかということ、約3%と非常に低いという結果が明らかになっています。

精神障害の場合も同様に対象の受刑者は、疑いを含めると約22%とかなり多くいるのですが、申請率は約1%となかなか精神障害者保健福祉手帳の申請まで進んでいません。少年院在院者の場合も同様に知的障害では約9%、精神障害では約7%と低い結果でした。手帳の申請を受ける主体は市町村ですけれども、認定する主体は都道府県・政令市で、取扱いも自治体ごとにいろいろな差があるようです。1つは、矯正施設入所前の居住地に申請しなければならない居住地特例の取扱いがあります。また、知的障害については18歳までの知的な遅れを証明しなければいけないのですが、手帳を取得しないままそれなりの年齢になってしまった大人が18歳までの知的な遅れがあったことをどう証明するかという難しい課題があります。特殊教育歴などの記録が残っていない場合にどこまでの疎明を求めるのかとか、面接や心理テスト、医師の診断を受けなければならない場合に、例えば東京都から愛知県に

帰住するときに、愛知県内の市町村に申請して、愛知県から面接に来てもらわなければならないなど難しい課題があります。自治体によっては、矯正施設の所在都道府県に委託をして、当該都道府県の知的障害者更生相談所が代わって面接をするといった協力をしていただける所もあるようですが、協力していただけない所もあるようです。矯正施設所在市町村の中にはどこに帰住するか分からないがそこで申請を受け付けて、県の認定を受けられる自治体もあれば、郵送での申請は受け付けない自治体もあるなど、手続が自治体ごとの違いがあってなかなか進まないということがあります。現在、厚生労働省と柔軟な運用についての協議を始めております。

もう1つが、先ほど就労移行支援とか就労継続支援について説明申し上げたところで、出所者の就労で一般就労はなかなか定着が難しいということを申し上げました。職場定着が難しい中で、自分の持っている特性についてまず自分が理解し、それを説明した上で職場の中で仲間にもこういうところを協力してくださいと求められればもう少し就労が継続できると考えられています。そのためにはこれらの支援についてノウハウを有する移行支援事業者とも連携していくことが必要とも考えています。

また、他機関連携として、就労系障害福祉サービスや、農福連携、居住支援などを推進するためには自治体の協力が不可欠です。協力をしてもらうに当たってはまず理解をもらうことが必要で、様々な協議会に矯正施設からも参加していった矯正施設のことを理解してもらうことが必要です。そして、適切な支援を進めていくためには矯正施設の専門職とも連携して、被收容者の特性を理解した上で支援していくことが必要です。

ところで福祉サービスというと、何か手助けをしてもらえるものというイメージがあり、障害のある被收容者も同じように考えていると思ってしまうのですが、彼らはどのように捉えているのでしょうか。P15) ある大学の研究ですが、自分の障害をなかなか受け容れられない人や支援を希望しない人が一定数います。その中には支援に対する否定的な認知、支援者への不信感など支援の不信がある人がいます。小さい時から自分の親や周りが困った時に助けてもらえなかった、本当に大事な時に行政からは何も支援してもらえなかったという不信感を持っている人もいて、彼らに福祉の支援を求めさせることの難しさがあるのです。

福祉の世界では支援を受けるか否かは本人の意志で決めるのが原則とされていますので、こういった場合にどう対応すべきか。P16) 先般発出した「支援が必要な受刑者の処遇ガイドライン」の中で、異なる関係性の方々から具体的な話題を耳にする機会があればもっと自己理解が進むのではないかとということが例示されています。これは刑事施設の福祉専門官の方々との意見交換をして出てきた意見をガイドラインに入れたものですが、先生方が障害を抱える受刑者と面接をされた際に、社会のいろいろな支援とか、助けを受けてみて、人生をやり直してみたらどうだろうかと、福祉の専門家である福祉専門官ではなく、別の立場の人生経験豊富な先生方からそういったお話をしていただくことで彼らの自己理解が進んでいくこともあるのではないかと思います。

P17) もう1つは、これは長崎刑務所における知的障害受刑者の処遇・社会復帰支援モ

デル事業の一例で、「アール・ブリュット」という技法で、彼らが絵画を通じて自己表現の技法を学んでいる様子です。この長崎刑務所モデル事業を進めてきた南高愛隣会の出身の方が、この取組で一番重視しているところが、障害のある受刑者が、生きがい、自分が幸せと感じることを何か学んでもらう、そんな機会を与えたいがためにこういった取組を始めたとおっしゃっていました。

この長崎のモデル事業で成り行き調査を実施したところ、残念ながら出所した後に比較的軽微な罪で短期間に再犯してしまった人が何名かいます。その記録からは、自分の生き方に幸せを感じられていたのであろうかという印象を持ちました。「人生の生き方でいろいろな楽しみがある。」ということ学ぶことができればと思います。クラブ活動などを御指導いただく先生方からそういう喜びを感じる指導をしていただいていることは、彼らの出所後の心の糧になっているのではないかと考えています。

本日は、取り留めのない話題提供になってしまいましたが、社会復帰支援として法務省と他省庁が連携して行っている取組を中心に御紹介させていただきました。御清聴、本当にありがとうございました。(拍手)

○司会 阿部理事

ありがとうございました。非常に心あるプレゼンテーションで、全国の更生支援をリードされている方が、大変自然な優しい気持ちを持ってこのプログラムを進めていただいているということは我々にとっても大変大きな励みになると思います。

70歳以上の受刑者が増えているということ、それから精神障害・発達障害を抱えている方がものすごく増えているというのは、恐らく現場で取り組まれている先生方も肌で感じていらっしゃるのではないかと思うのですね。その中で、本人自身がなかなか障害があることを受け入れづらい状況があるということ、それから社会的に認定するのがまだまだハードルが高くなっているという、そうした現状を伺うことができました。

最後になりますけれども、YouTubeのビデオで農業をやられている方が「犯罪者として見るのではなく友達として自分たちの中に巻き込んでいく」という、そこに何か答えがあるのではないかなという気持ちが私はいたしました。

改めて、吉野管理官に盛大な拍手をお願いいたします。(拍手)

ありがとうございました。

10分ほどこの後に休憩を挟みまして、大変申し訳ないのですが、3時きっかりに、もう一回言いますけれども3時きっかりに第2部を始めさせていただきたいと思います。御協力をお願いいたします。それでは一度解散します。

本日の説明項目

1 社会復帰支援の概要

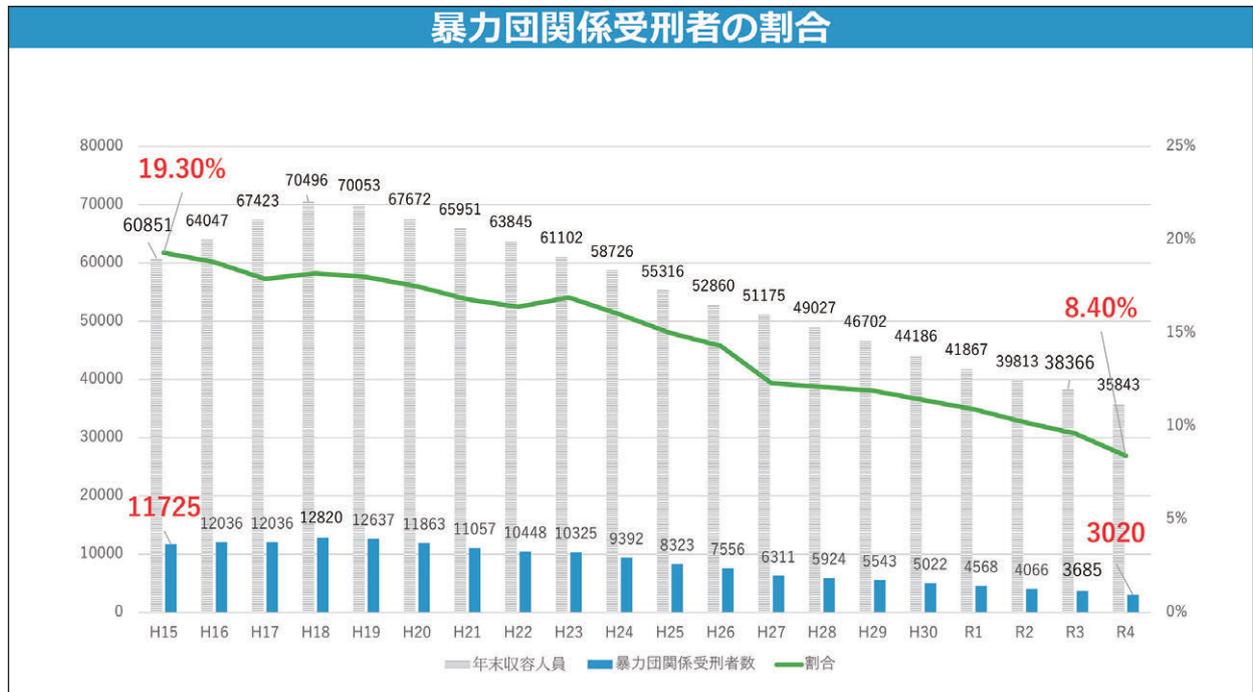
- (1) 制度上の位置付け
- (2) 収容動向の実情
- (3) 知的障害・精神障害のある受刑者

2 他機関連携による社会復帰支援

- (1) 地域生活定着支援事業
- (2) 福祉的就労・就労移行支援
- (3) 農福連携
- (4) 居住支援

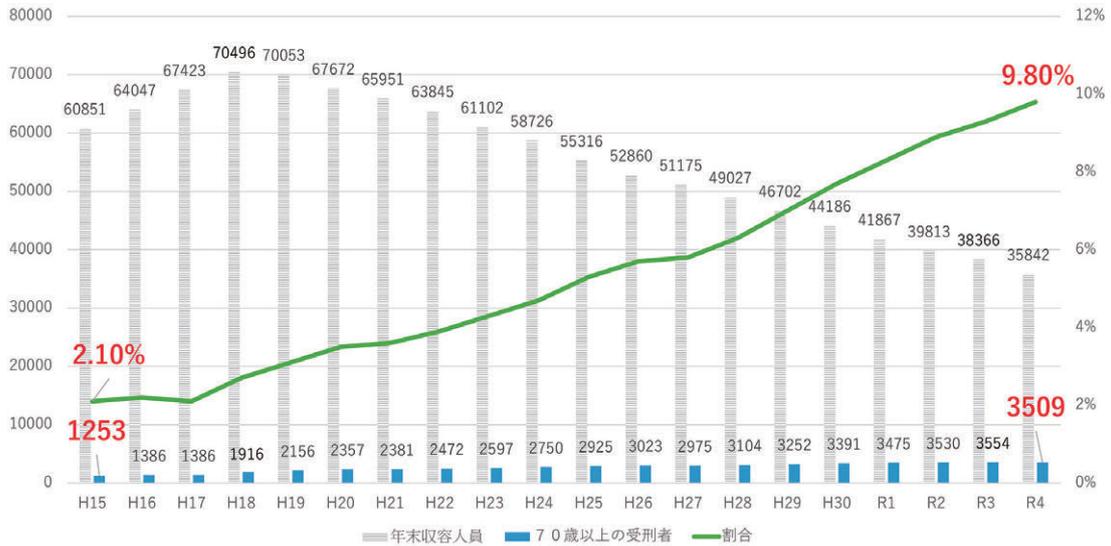
3 社会復帰支援の充実に向けての課題

P 1



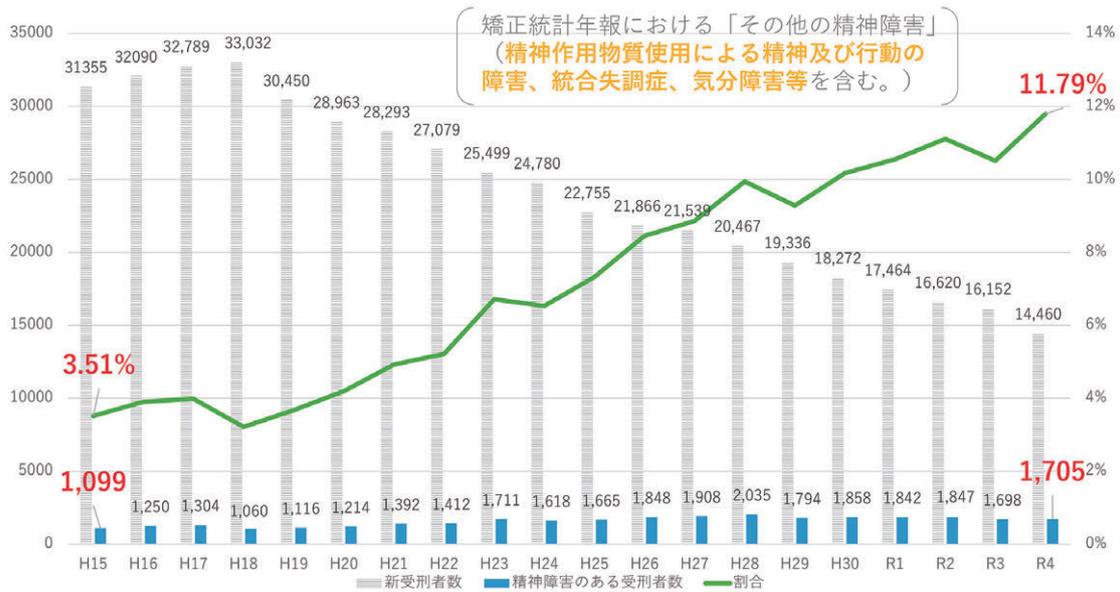
P 2

70歳以上の受刑者の割合



P 3

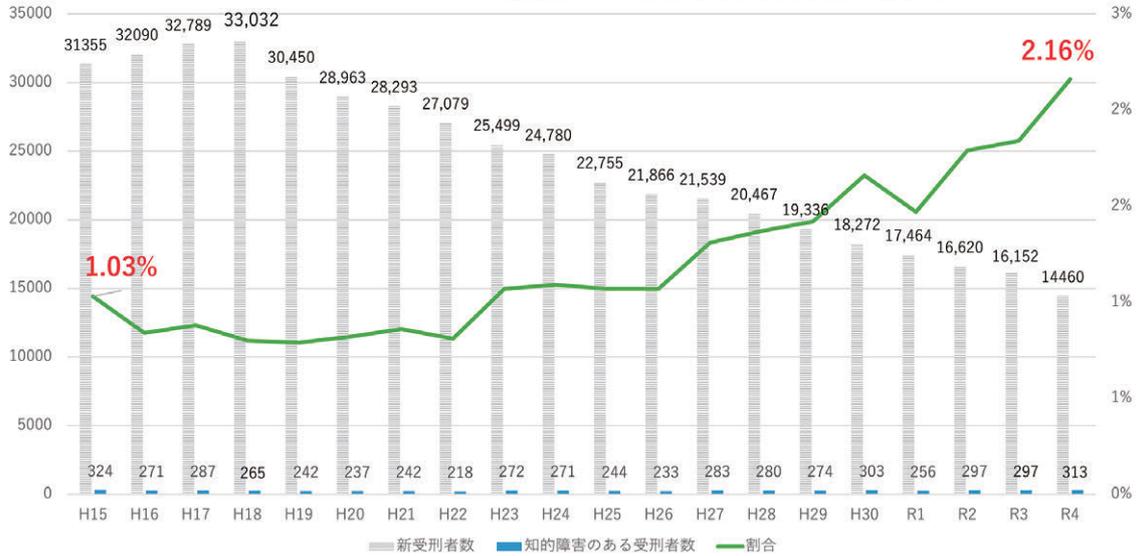
精神障害のある受刑者の割合



P 4

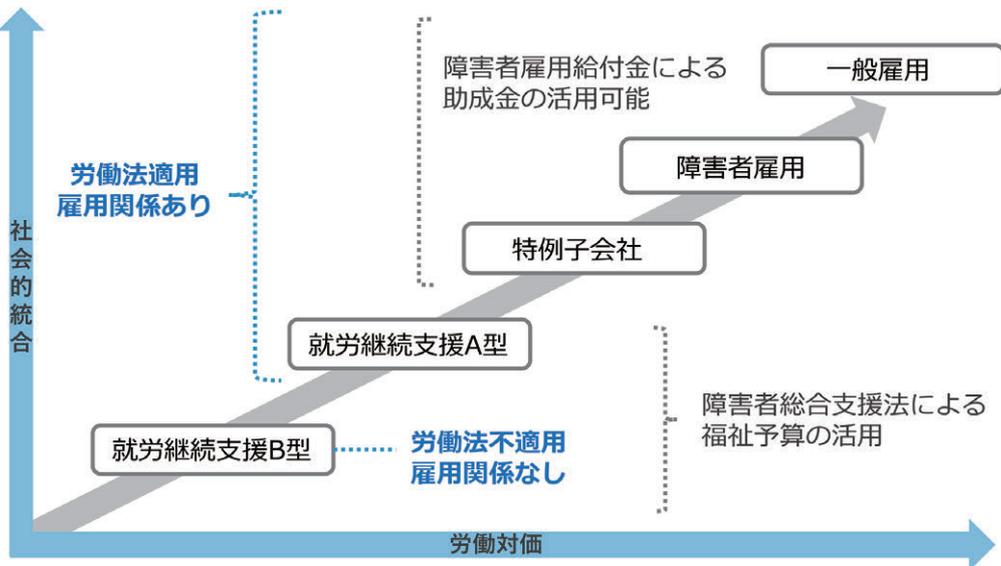
知的障害のある受刑者の割合

(知的障害の診断を受けた受刑者に限る。)



P 5

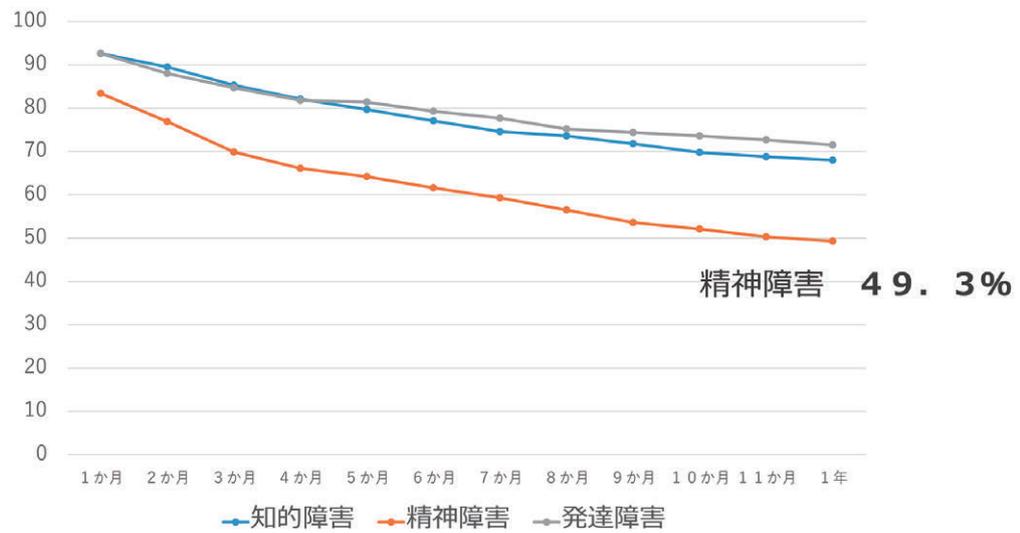
福祉就労を含めた多様な就労形態



(厚生労働省会議資料から転載)

P 6

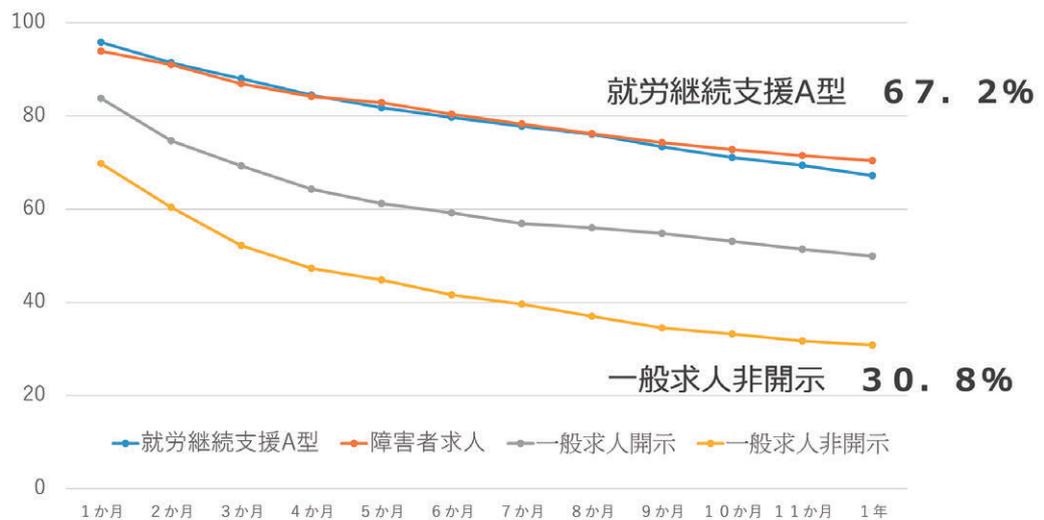
障害者職場定着状況



「障害者の就業状況等に関する調査研究」 (2017年 高齢・障害・求職者雇用支援機構)

P 7

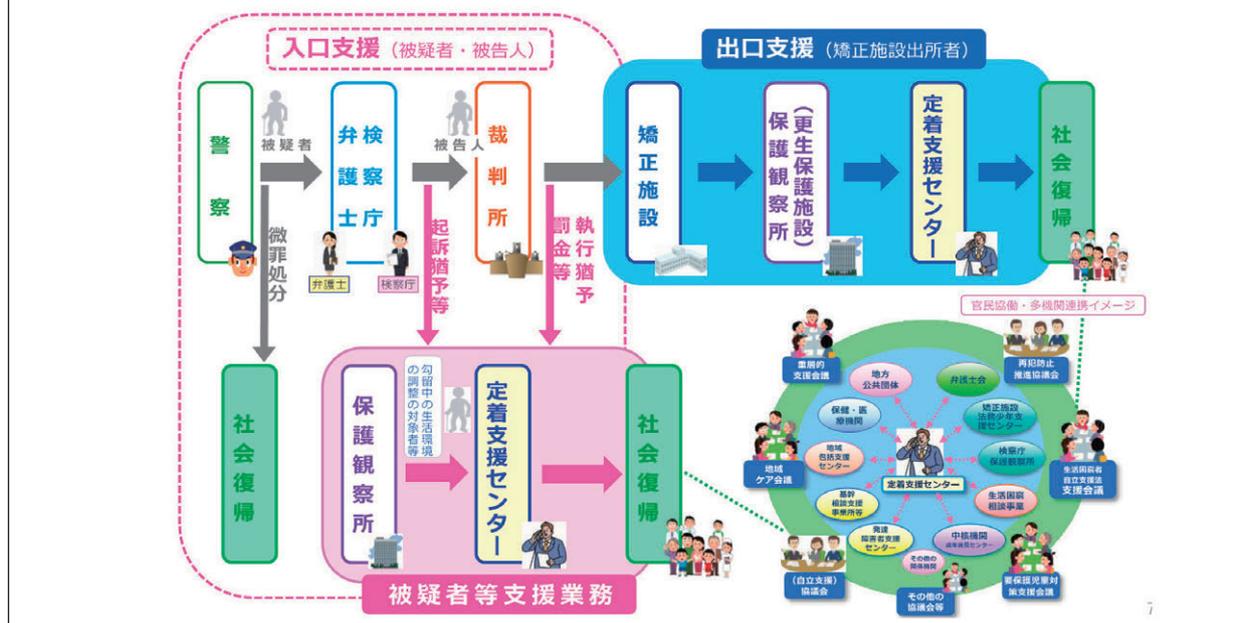
障害者職場定着状況



「障害者の就業状況等に関する調査研究」 (2017年 高齢・障害・求職者雇用支援機構)

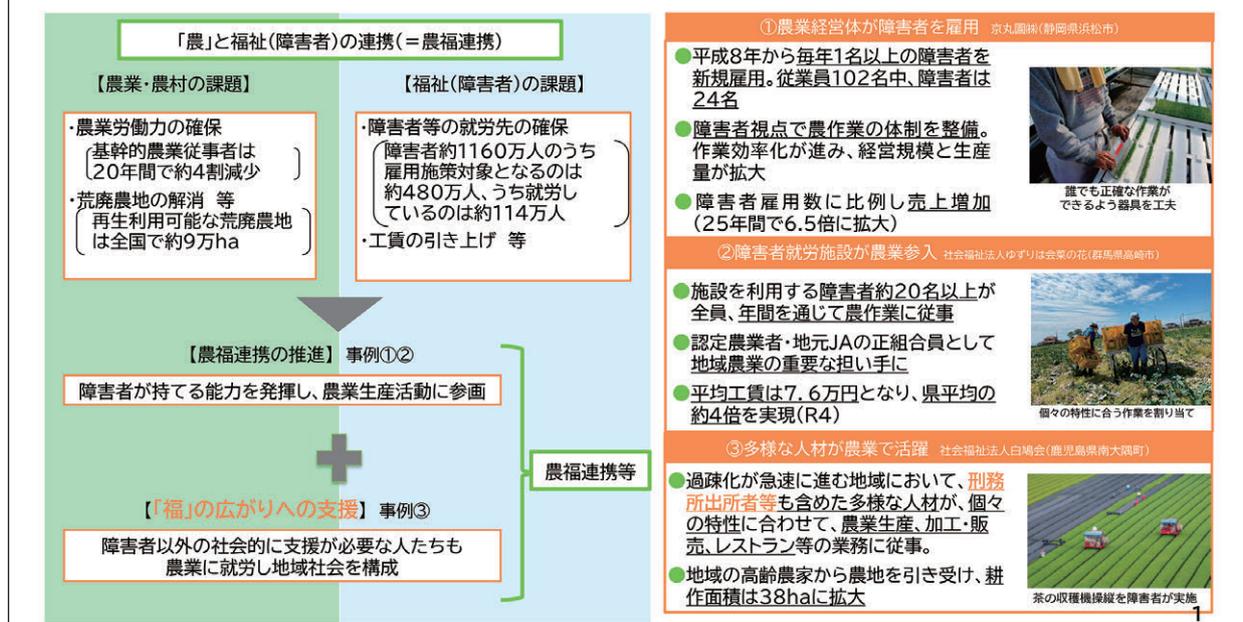
P 8

地域生活定着支援センターの業務 (厚生労働省会議資料から転載)



P 9

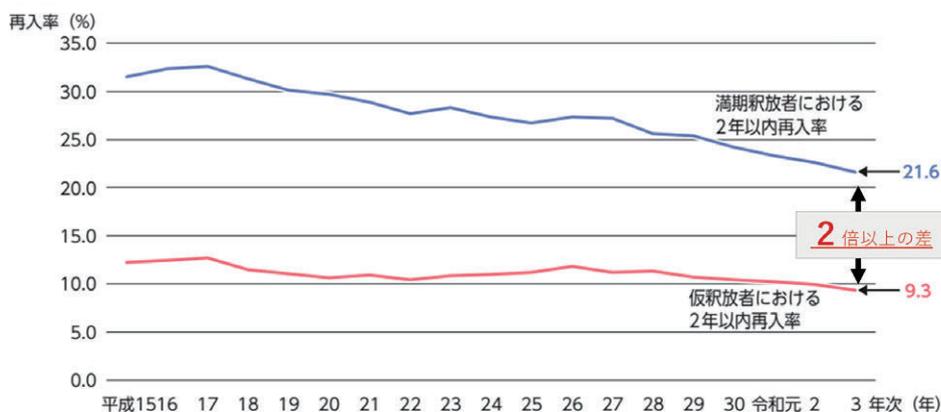
農福連携の取組 (農林水産省会議資料から転載)



P 1 0

出所受刑者の2年以内再入率の推移（釈放事由別）

**満期釈放者は
仮釈放者と比較して再犯リスクが高い**



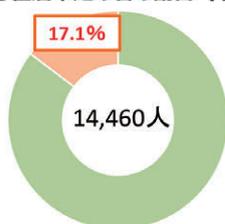
仮釈放者（刑期満了の前に仮に釈放された人）
→残刑期間は保護観察を受けなければならない。

満期釈放者（刑の執行が終わった人）
→更生緊急保護を申し出れば支援が受けられる。

P 1 1

矯正施設における居住支援の必要性

新受刑者のうち住居不定の者の割合（令和4年） ※1



男性 ※3



女性 ※3



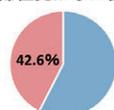
刑務所出所時に帰住先がない者の割合（令和4年） ※2



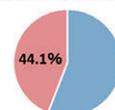
注) 「帰住先がない者」とは、
帰住先が不明の者や
暴力団関係者のもとである者
などを含む。

(出典)
※1 令和4年矯正統計年報
※2 令和5年版再犯防止推進白書
※3 令和5年版犯罪白書
※4 法務省調査による

満期釈放者のうち ※1
帰住先がない者



65歳以上の満期釈放者のうち ※4
帰住先がない者



- 新受刑者のうち、約17.1%は住居不定
- 初入者より再入者の方が、また、女性より男性の方が住居不定の割合が高い

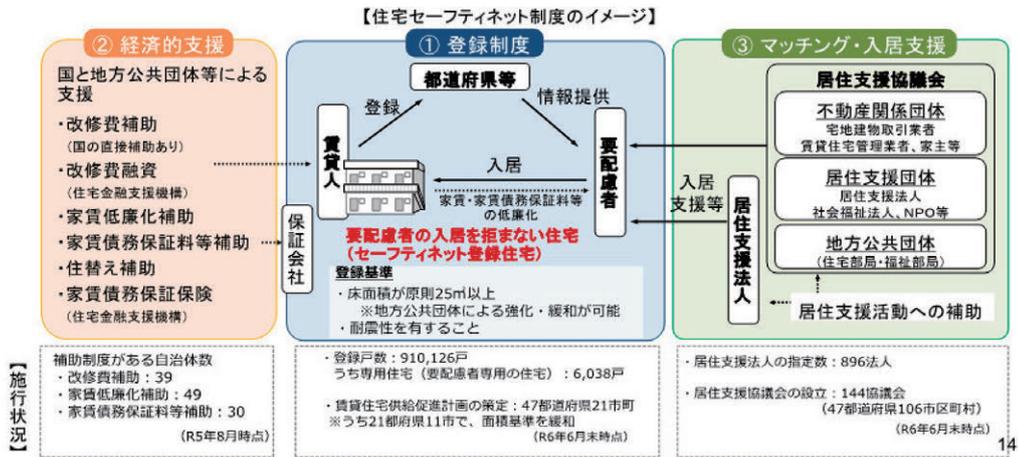
- 出所者のうち、約15.6%が帰住先なし
- 満期釈放者においては、約42.6%が帰住先なし

P 1 2

住宅セーフティネット制度

(国土交通省会議資料から転載)

- ① 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度
- ② 登録住宅の改修・入居への経済的支援
- ③ 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

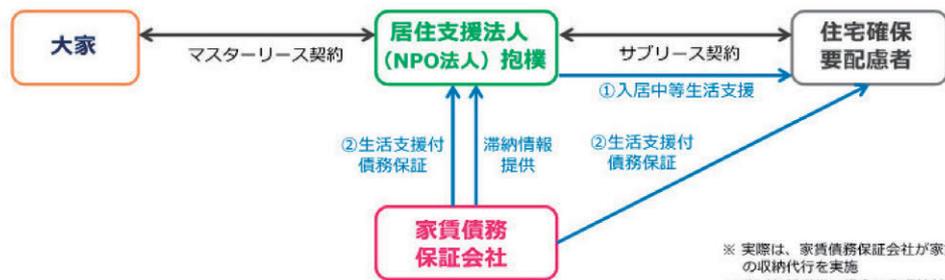


P 1 3

居住支援の取組例

(国土交通省会議資料から転載)

サブリース方式により住宅提供と居住支援を一体で行う取組



※ 実際は、家賃債務保証会社が家賃の収納代行を実施
 ※ 生活保護世帯の場合は代理納付も活用

物件内容の例

所在地：福岡県北九州市
 戸数：57戸
 面積：21.7㎡
 間取り：1K、1R
 家賃：29,000円/月
 共益費：6,050円/月
 生活支援費：2,200円/月
 賃貸保証料：350円/月※
 ※契約時 35,050円



空室が増えた物件の一部住戸を、抱樸が一括サブリース

支援内容

- ① 居住支援法人による支援内容
 - ・常駐の管理人による日常的な見守り (安否確認)
 - ・自立生活サポートセンターとマンション内事務所支援員による専門的支援等
- ② 家賃債務保証会社による支援内容
 - ・原則、断らない家賃債務保証
 - ・月2回の安否確認オートコール

76

P 1 4

支援を希望しない受刑者に対する対応

自分の特性を理解し（自己理解）、必要な支援を求められるように指導



資源の過信	頼れる人がいる 帰れる場所がある 自力で生活できる
支援の不信	支援に対する否定的認知 支援者への不信感
介入の拒否	自由への希求 わずらわしさ
理解不足	福祉に対する理解不足 自己理解不足
特殊な要因	知的・発達的問題 頼ることへの苦手意識
制度・支援者の問題	制度・支援者の問題

出典：神垣一規ほか「支援を希望しない受刑者に対する理解と対応」（関西国際大学研究紀要第25号（2024））

P 1 5

支援を希望しない受刑者に対する対応

支援対象者にとって困るであろうことや苦手であろうことについて、**異なる関係性の職員から具体的な話題で耳にする機会**が多ければ、説得力が向上して障害の自己理解・受容を高めます。刑事施設では、各種専門官を始め、他職種からなる処遇チームで受容に向けたアプローチをすることが有効です。

法務省矯正局成人矯正課「支援が必要な受刑者の処遇ガイドライン」（第1版）（令和6年6月）

P 1 6

余暇支援の意義

長崎刑務所知の障害受刑者処遇・社会復帰支援モデル事業
感情表現プログラム（絵画）



P 1 7

研 究 発 表

テーマ

「時代に応じた篤志面接活動の意義と役割の再発見！！」

これからの社会とのつながりを求めて



発表者	山形刑務所篤志面接委員	深瀬俊路
	徳島刑務所篤志面接委員	桑内瑠美子
	加古川学園篤志面接委員	道谷卓
	岡山少年院篤志面接委員	松本宣秀

○司会 阿部理事

それでは、研究発表に入らせていただきます。

研究発表は、大会のサブテーマであります「社会とのつながり」を念頭に置きまして、刑事施設から2名、少年施設から2名の委員の方に順次発表いただきます。お一人当たり15分程度でお願いできればと思います。その後、10分ほど質疑応答の時間を設けさせていただきたいと思います。

それでは、始めさせていただきます。

「社会復帰後を予見した面接活動のあり方 — 灯々代々 —」

発表者 山形刑務所篤志面接委員 深瀬 俊 路

○司会 阿部理事

最初の発表者は、山形刑務所、深瀬俊路委員です。

「社会復帰後を予見した面接活動のあり方 —灯々代々—」というテーマでお願いいたします。

では深瀬委員、よろしくお願いします。

○発表者 深瀬委員

こんにちは。よろしくお願いいたします。

山形刑務所で篤志面接委員を務めている深瀬と申します。最初に自己紹介をしたいと思います。

私は曹洞宗寺院の住職をしております。師匠がやはり篤志面接委員や教誨師をしていたことから、小僧になった当時から刑務所での行事・法要にはお手伝いとして参加してまいりました。ちなみに、中学に入学したときのズボンのベルトや靴は全て刑務所製品でした。

大学から大学院では、仏教学と宗教社会学を専攻いたしました。特に近代仏教を研究対象にしていたために、明治時代の仏教教団の社会の動向との関わりや、その活動の中での監獄教誨があり、いずれ故郷に帰ったときには師匠に倣って教誨師や篤志面接委員を務めてみようという希望を持っておりました。そして、その願いがかなって現在に至っております。

大学卒業後、東京の仏教系の高校の教員と大学の研究センターの研究員を兼任するようになります。さらに福祉系の大学院で学ぶ経験があり、児童福祉と地域福祉に関する研究をいたしました。

40代半ばで帰郷し、寺院住職となります。現在は大学講師、民児委員、教誨師、篤志面接委員、幼稚園や高齢者施設、子育て団体の役員を務めております。また、地域振興のためのコミュニティーラジオを立ち上げ、その運営に携わり、青少年指導員、奨学金運営団体等が現在の主な活動となっております。これがレジユメの2に掲げる、お寺の住職がその責務を地域社会で全うしようとするならば、10ぐらいの組織や活動と関わっていない「十職」という発想になっております。

発表はレジユメの項目を踏まえて進めていきたいと思っております。しかし、時間の制約がありますから、前後する場合がありますが、レジユメの項目で確認しながらお聞きいただき、不明な点は後ほど質問していただきたいと思っております。

私が篤志面接委員になったきっかけは、まずは教誨師に就任したことです。その活動の最初は福島刑務所での個人研修でした。それも2011年3月11日、あの東日本大震災が発生した時刻はまさにその研修中で、当然のことながら帰宅困難者となり、新幹線は不通で、福島駅近くの小学校に避難し、数日過ごしております。

ですから、数えてみますと、篤志面接委員になって13年になります。担当は精神的煩悶と宗教相談です。それとクラブ活動の坐禅クラブです。相談は年に3人～4人ほどの面談を行っています。

坐禅クラブは毎月1回、1時間の時間が与えられております。坐禅クラブは、教誨室に一人半畳敷きの畳を敷いて坐蒲を置き、最大8名までのメンバーで行います。当初は夕食後の時間帯に実施していましたが、諸般の事情から昼食後になり、現在は昼食前の午前中に実施しております。参加者は20歳代～50歳代がほとんどです。特に30歳～40歳ぐらいの希望者が多いようです。クラブは半年単位でメンバー交代があり、希望者から選定し、その都度入れ替わりますが、以前のメンバーが再び参加を申し出ることも少なくありません。数多い被收容者の参加の門戸を開いておりますが、継続的な参加を望む人、特に向学心を持ち沼っている人に対するレベルアップした坐禅クラブの開設も企図しなければならない点もありますが、なかなか実現するのが難しいようです。收容されている期間の中で学びの機会を与え、時間を有効活用できないものかと思案しております。

この坐禅クラブは、施設によっては教誨師の活動に位置付けていることが少なくありません。私は法衣をまとわず、被收容者のユニフォームに近い色彩の作務衣を着て運営しております。そこには、お互いが坐禅という行を実践する上では、同じ目的を持つ者同士という関係性を相互理解するための方法として、この方法を取っております。教誨活動のときは、どうしても指導者と受講生という上下関係が出てしまいがちなこと。僧侶はいつも教える立場をとりがちで学ぶという姿勢が希薄になりがちを懸念するからです。そして、社会に復帰した時にいろいろな坐禅会に参加できるようにと願うこと。もし私が関わる坐禅会に彼らがやってきたならば、会員同士という水平的な新しい人間関係を築くことを期待するからです。

運営の力点は、準備体操と呼吸の整え方に絞っています。一般に行う坐禅会が嫌われる原因の1つに、体を慣らさないうちにすぐにあの姿勢を取らせることにあります。そして、準備不足のまま無理な姿勢を強いられるために苦痛を感じ、そのマイナスイメージしか残らないことが嫌われる最大の原因と考えております。そこで、柔軟体操を通じて、体を慣らすため、肩や首を回し、体側を伸ばし、手足の指を回すことに十分な時間を当てております。坐法も、結跏趺坐・半跏趺坐だけではなくて、安楽坐や坐蒲をまたいで正座をする方法等を採用しておりますので、体にハンデを持っている参加者も多く参加してくれております。これは半年クールのクラブ活動の中の時間を有効に用いて、一炷の坐禅の時間も適宜に調整しながら、柔軟に段階的に親しんでいくように心がけております。

加えて、足の痛みを軽減して呼吸が深く丁寧にできる姿勢を各自の体の癖に応じて自ら形

づくることを目指しております。こういった発想の原点は、現在の生活習慣が畳・正座文化になじみが薄くなり、欧米のライフスタイルに近くなっているのに鑑みて、外国人対象の坐禅指導をしてきた経験が基になっております。組んだ足の痛みに耐える・我慢することに始終してしまいがちなことからの解放でもあります。足がしびれる、そして痛む姿を坐禅の難しさと誤解する人たちへの是正でもあります。足の痛みを強いることが、あたかも罰則を与えているかのような印象を与えてしまうことに対する懸念でもあります。かつて高校に勤務していた当時、ある先生が、生活指導要綱に反した行動をした生徒に対して注意や警告の意味で「坐禅させるぞ」と口にしたことへの疑問でもあります。その意味で、彼らの社会復帰の後にも坐禅会の門戸をたたくことの動機付けになればと考えております。

修行道場にやってくる新卒者は、それまでが安逸な生活をしているため、ルールにのっとった生活もなかなかなじむことができません。しかし、被收容者は規則的な生活と節食しておりますから、皮肉にも坐禅を行じる環境が整っております。

後に触れますが、「教育ライブラリー」への寄贈図書にも、坐禅や仏教、メンタルヘルスに関する書籍もあるため、自主的に坐禅に取り組む人からは、クラブの最後の質疑の時間には主体的で個人的な学びを背景にした問いかけが出されてきていることには、私の意図が伝わっているものと受け取っております。ただ、被收容者の高齢化が進む中で、中年・熟年世代以降の参加者が減ってきていて、年齢に応じた高齢者も親しみやすい坐禅クラブも必要なのではないかと考えております。なお、坐禅とセットで必需品と捉えられがちな警策は一切用いておりません。

続いて、精神的な煩悶に関する面接については、この頃面接をしていて目立つのは、收容されてからの自分の過ごし方をかなり甘く自己評価する人が多いことです。「自分はもうここにいる意味がない」、「他の人たちとレベルが違うくらい自分の更生が進んでいる」、それを承認しない施設への不満を自分から語り始めます。改善指導や工場作業の中でもちょっと褒められたりした場合、自分よりも能力が劣っている人に対して自分のエリート性を誇っているようであります。また、自分の刑期の残りを計算して、その残りを漫然と反省や贖罪の思いもなく、ただ我慢してやり過ごせばいいと捉えて、社会復帰を見据えた積極的な学びや振り返りを放棄してしまっている人も最近が目立つことが私はとても心配になっております。

ここで課題と考えるのは、犯罪の低年齢化が進んでおりますが、篤志面接委員の高齢化に歯止めが利かないために、被收容者との面談で果たして意思疎通が成立しているのかという疑問と危惧です。私自身が大学生の息子と会話をしていて、年代格差からの言葉のニュアンスの差異とギャップを感じてとまどうことが多々あるからであります。そういった意味では、被收容者と同年代くらいの若手の篤志面接委員を委嘱していくという方向性も必要なのではないでしょうか。

レジュメの4において、「面接活動において心がけていること」は、私は民児委員でもあることから、先ほどの基調講演にもあったように、満期釈放者の場合には保護司がつきません。そして彼らはほぼ生活保護受給者ですが、そういった情報が全く民児委員には届いておりま

せん。ですから、先日、痛ましい保護司の事件があったようなことが民児委員にも起こりかねないということでもあります。また、そういったことから私は面接相手には、「この人が隣家に引っ越して来たときに、トラブルが起こらないような生活が送れるように」ということを眼目にアドバイスを送っているつもりであります。

山形刑務所はL A級ですから、ほぼ出所をする人ばかりです。ですから、彼らが社会復帰するまでの時間の経過の中で、社会が予想以上に加速度的に変化していることを強く体感してもらおうこととお話ししているつもりであります。

最後のところですが、私はロータリークラブの会員でもあるのですが、社会貢献・職業奉仕をうたいながらも、今まで刑務所に対しての社会奉仕という発想がなかったので、私が所属するクラブでは、山形刑務所に「教育ライブラリー」という図書の寄贈を毎年行うようになりました。あわせて、職業講話の担当講師をロータリアンが務めたり、また、協力雇用主への登録等、職業人であるからこそ、この刑務所との関わり合いというものの重要性を啓発するように心がけております。そして、ロータリークラブは国際組織ですから、山形が出発点であっても、日本では各県に必ず少年院や行刑施設があります。更に世界中の国々に刑務所は存在していることをふまえて、こういった輪を広げていくことが篤志面接の活動を外側からサポートするのではないかと考えております。

以上です。(拍手)

○司会 阿部理事

深瀬委員、ありがとうございました。

坐禅というテーマですけれども、日本では非常に昔からある聞き慣れた精神的な活動ですが、今日、アメリカではものすごく過去とか未来とかを考えないで今だけに集中するという「マインドフル」というのがキャッチフレーズとして重視されています。そのため、これからもっともっとそうした日本の伝統的な、精神的な修行みたいなものが着目されていくのではないかと思います。ありがとうございました。

「女の園で育った私が刑務所で教えられること」

発表者 徳島刑務所篤志面接委員 桑内 瑠美子

○司会 阿部理事

続きましては、徳島刑務所、桑内瑠美子委員です。

桑内委員は、宝塚という経歴を生かして「女の園で育った私が刑務所で教えられること」というテーマをお話しいたします。

桑内委員、よろしくお祈いします。

○発表者 桑内委員

徳島刑務所で篤志面接委員をやらせていただいています、私は桑内瑠美子と申します。よろしくお祈いいたします。

御紹介いただきましたように、女の園、私は宝塚歌劇団に長い間在籍しておりました。残念ながらもうすごい昔の話です。昔なのですけれども、10代から30代半ばまで宝塚歌劇団におりました。宝塚はもう皆様ほとんどの方が一応お名前は知ってくれていますよね。歌ったり、踊ったり、お芝居をしたり、女性ばかりがやっている劇団です。女性ばかり、500人いるのです。その中で10代から一生懸命、舞台に出るための芸事、それからいろいろな礼儀作法、いろいろなものを教わりました。女ばかりですから、とても世間が狭かったです。

30半ばで、私は宝塚を退団いたしました。そして、ふるさとであります徳島に帰りました。そして、近所にいらっしゃる刑務官の方に「こういう活動があるんだけど、やってみませんか」と言われまして、「ええっ、もう30半ばで随分年を取っているんですけど、何も物事を知らない、何もできない。こんな私が、人様のそんな大切なところに行くなんてことはとてもできない」と。最初はもう「とんでもない、とんでもない」だったのですけれども、考えたら、私は女ばかりの中で狭い世界に暮らしていました。片や、徳島刑務所は男性ばかりで、大変規律の厳しい中にいらっしゃる。何か似ているような気がしたのです。境遇が一緒とは言いませんけれども、活動させていただくことで私も社会を知ることができるし、勉強することができるし、少しでも社会貢献ができるならと思って、私は篤志面接委員をやらせていただくことになりました。

それから実は31年経つのです。私は31年間ぐらい篤志面接委員をやらせてもらっているのですけれども、一番最初に篤志面接委員でやらせていただいた時は、徳島刑務所は今では600人ぐらいですけれども、その頃は1,000人ぐらいいたのです。すごい人がいっぱいいたのです。その徳島刑務所で毎月1回、お誕生会をやっているのです。そのお誕生会でお

ぜんざいが出て、皆さんが甘いものを欲しているから、とてもおいしく食べた後に、私がお話しさせていただくというお役目をいただきました。

私は宝塚を退団してから、宝塚というのは大変一種独特な世界なので、どうやって宝塚を受けたかとか、宝塚の中でどうやって勉強したか、大変礼儀作法の厳しい世界でどんな礼儀作法を習ったのか。上級生・下級生が大変厳しいので、それはどうだったのか。皆さん結構興味があって、ごくごく一般に私は「私の歩んだ道」という講演も時々やらせていただいていたのです。それで、「お誕生会の後にお話をしてください」と言われたときに、「あっ、そうだ。この話をすればいいんだ」と思いました。一般の方はそれなりに興味を持って一生懸命聞いてくれたのです。だから、これをお誕生会でもお話ししようと思いました。

最初のときに大変違和感を感じました。男の方がやはり100人ぐらいいらっしゃる。「ええっ、何か違うよ……。何か私、変なことをしゃべっているのかな」と思ったのだけれども、でも同じことを12回しゃべったら1年経つのですよ。だから、同じことをその次の回も、その次の回もしゃべったのです。だけど、全然受け入れてもらえないというか、何かもう一切興味がないというか、私の声は全然届いていない。「ええっ、どうしたらいいんだろう」とすごく思ひまして、だけど、そんなことは言っていられないと思ひまして、いろいろ考えました。だけど、ほんまにそうなんです。いくら私が宝塚で芸能にいそしんで、一生懸命頑張ったとはいえ、だけど、彼らの暮らしには生死を分けたようなこともあったんだと思ひます。もう辛酸をなめ尽くしたというか、大変苛酷な環境で生きてきた被収容者たち、その人たちが聞いたら、女同士でけんかしたとか、あの役がもらえなかったとか、上級生に怒られたとか、もう屁のような話なのです。だから、これだけ環境が違ったら、これだけ一生懸命お話ししても、やはり受け入れられないんだなと思って、私の篤志面接委員のスタートは大変駄目というか、すごく自分自身が情けない思いをして終わったのを覚えています。

それからしばらく経ちまして、ラジオの制作に関わらせていただくようになりました。これは月1回2時間半の番組なのですけれども、『ホットひといき』という番組です。これは平成11年から始まりまして、今年で25年、何と300回を迎えます。大変長寿番組になりまして、私は第1回目から参加していますけれども、前の月にお題が決まります。そのお題を決めて、被収容者の人がそのお題に従ってお手紙を投稿していただきます。それとリクエスト曲を書いて投稿して下さるのです。いろいろなお手紙をいただきます。それを読んで、それに対していろいろなお話をするのが私たちの役目であり、その一番メインのDJをやってくださっているのが泉美穂さんでございます。彼女が引っ張っていってくれるので、私たちは、私とあと2人女性がいて、4人でやるのですけれども、3人のこともあるし、4人のこともあって、やっております。

そのお題は、例えば年末年始であったり、それからバレンタインデーであったり、母の日であったり、父の日であったり、お祭りであったり、それからお国自慢であったり、いろいろなお題でお手紙をいただきます。例えば、お正月・年末年始というテーマでの投稿を見ましたら、「そういえば昔は、たこ揚げをやって、こま回しをやって、楽しかったな」とい

うお手紙をいただきますよね。でも今は、たこ揚げなんかできないのですよね。電線に絡まって。だから「今はね、あまりたこ揚げとかはできないのよ」というお話をしますし、それから「昔は年賀状を30枚ぐらい書いていた」というお手紙をいただいたら、今は若い方みんなスマホじゃないですか。スマホで年賀状ですから。「この頃はスマホになったんよ。なかなか自筆では書かなくなったよね」とか、そういうお話をするのは。そうすると、おのずと何か社会の移り変わり、時代の移り変わりを耳で聞いて分かっていくような、そんな気がいたします。

それから、それにリクエストがついてきます。最近の歌のリクエストはほとんど横文字、片仮名で、何でそんな歌を知っているんだろうと。私なんか全然知らないのですよ。でも皆さん本当によく知っていて、「ねえ、みんなどうしてこの歌を知っているの?」と言うと、面会に来た人が「この歌が今はやっているからリクエストして聴かせてもらったら?」とか、あとお手紙で「この曲はいいよ」とか、そういうのがあるらしくて、それでそれを聴きたいから皆様こうやってお手紙をくださるのですね。それで、それを聴いて、その時代の移り変わりとか、また、「ああ、こんな歌がはやっているんだな」ということを知ることもできるし、そしてまた、昔懐かしい歌を聴いたらそのときに昔のことを思い出し、それから面会でお話しして「この歌がいいよ」と言ってくれたその面会の方に思いをはせることができるし、それからみんな自分が書いたお手紙を読まれることを本当に心からうれしく思っているのが、私たちには伝わってまいります。「今月は、僕のお誕生月です。リクエスト曲をプレゼントしてください」という簡単なお手紙もありますし、面々と自分の思いをつづり、面々と過去の思い出や犯した罪をざんげするお手紙もいただきます。いつも私たちはそれを感動しながら読ませていただき、しゃべることは結構おぼさんの雑談でいくのですけれども、それを喜んでくださる方がいらっしゃるが大変うれしいと思います。

時間の制限が来ましたので、一通だけメッセージを読ませてください。

『『ホットひといき』のすてきなお姉様方ー』私たちです。「毎回明るく元気で、そして心温まる放送をありがとうございます。私も徳島に来てちょうど8年になりました。この間、ストレスや不安から落ち込むことが多々ありましたが、この放送を聴くたびに励まされ、背中を押されているように感じています。これからも『ホットひといき』が、いつまでも続くことを願うとともに、私もこの先、欠かさずに聴き続けるように頑張りたいと思います」というメッセージをいただいているのです。

そうなんです。金曜日の夜にこの『ホットひといき』という番組があるのです。最終金曜日。ということは、懲罰を受けた人はこれを聴けないのです。だから、これを聴けるといことは、その月、無事に懲罰なく過ごしたということなのです。だから、来月もそうしたい、再来月もそうしたい、本当にこれが自分の出所への道しるべになっているなど改めて感じます。今回300回ですけれども、350回、400回と続くよう、頑張りたいと思っております。

あと、慰問活動もやらせていただいているのです。私は宝塚を辞めた後、ダンスのスタジ

オをやっております。小さい子供たちや若い女の人と一緒にダンスを見ていただきに行くのですけれども、残念ながらこのコロナ禍で4～5年できておりません。だけど、子供たちが「お兄ちゃんがいい人になるために一生懸命頑張っているから、自分たちも頑張って踊ろう」と言って、一生懸命踊り、そして若い女の子がすてきな衣装を着て踊りましたら、やはり男性ですから目の保養になって、この慰問はもう文句なしにみんなが喜んでくれていると私は思っています。またいつできるかは分かりませんが、また早く再開したいなと思っております。

15分という時間しかいただけていないのですが、まだですか、15分。

○司会 阿部理事

あと1分ぐらいです。

○発表者 桑内委員

そうですね。

出所前の方とお話しすることも実はあるのです。その出所前の方は、一様に「二度とここには帰ってこない」という大変な決意を持って出ていらっしゃいます。私はその方に「何をしたの?」とか、「どこへ行くの?」とか、「お仕事は決まっているの?」とか、「お父さんやお母さんはいらっしゃるの?」と。誠心誠意、今そのときはその人のことだけを考えて、私はその人とお話しします。そうしましたら、私が思うだけかもしれませんが、「本当にもう二度と悪いことは起こさない」と決心して出ていってくれていると私は信じているのです。でも聞く話によると、再犯が大変多いと聞いています。これは世間が悪いのか、本人の心が弱いのか。でも、ほんの少しでもいい、自分が決意したその後ろを、もう1回背中を押してあげたいと。これからも、そういうことを続けていきたいと思えます。

走り走りですみません。終わります。失礼しました。(拍手)

○司会 阿部理事

桑内委員、ありがとうございました。

女性ならではの委嘱時からのいろいろな苦労というのは恐らく、座っていらっしゃる女性の篤面の方もうなずいていらっしゃいますが、女性の委員の方、すみませんが挙手していただけますか。——ありがとうございます!

恐らく、非常に大きな、素直に苦労したことが共感と呼んだのではないかと思います。もともと「女の園で」というキャッチタイトルからですけれども、今もまたしっかりと4名の方で徳島刑務所内で女の園を築いていらっしゃるということで、引き続き頑張ってください。特に男性の受刑者の方というのは、なかなか表には出せないですけれども、母性のようなものを求めている部分もありますので、絶対に必要な役割だと思います。ありがとうございました。

「刑事法研究者と篤志面接活動」

発表者 加古川学園篤志面接委員 道谷 卓

○司会 阿部理事

次続きまして、加古川学園、道谷 卓委員です。「刑事法研究者と篤志面接活動」というテーマでよろしくお願いたします。

○発表者 道谷委員

皆さん、こんにちは。加古川学園の道谷でございます。宝塚のスターの後は、プレッシャーを感じますね。

それでは、私の発表をさせていただきますが、「刑事法研究者と篤志面接活動」ということで、私は今、兵庫県加古川市にあります加古川学園というところで篤志面接委員をしております。

加古川市は、世界文化遺産で有名な姫路市の東隣にあります人口25万人ぐらいの都市ですが、加古川市の中に4か所も矯正施設があります。加古川刑務所、播磨社会復帰促進センター、そして加古川学園、播磨学園という2つの少年院、計4か所の矯正施設が1つの市にあるという、非常に刑事施設の充実した都市です。そのような加古川で篤志面接委員をしているのですが、私は平成13年5月から篤志面接委員として活動しております。

私のおります加古川学園は第1種少年院で、原則11か月の矯正教育課程を行っております。定員が180名の施設ですが、今現在大体100名ぐらいが収容されております。全国的にも3桁収容されている少年院というのは最近なかなか珍しいのではないかとと思いますが、その中で篤志面接活動をしております。

実は私は、ここの場所に3年連続で来ておまして、一昨年は私自身が法務大臣の表彰を受けましたし、昨年は何と藍綬褒章の伝達式をここでしていただいたということで、まさか3年目に自分がここで発表する立場として3回連続で来るとは思っていなかったのですが、3年連続でこの場に来られたなということでうれしく思っております。

ところで、私自身は現在、姫路獨協大学の教授として、刑事訴訟法や刑事政策という科目を教えております。

今日祝辞をいただきました矯正協会の藤本哲也会長は、実は著名な刑事政策の学者でありまして、私も若い頃、学部や院生の時、藤本先生の書かれた『刑事政策概論』という分厚い教科書で刑事政策を学んだことを、先生の祝辞を聞きながら思い出しておりました。

それはさておき、大学院以来、刑事訴訟法をテーマに研究してきたのですが、一方で、大学の授業の際に、特に刑事訴訟法という科目は机上での議論が先行して実生活とかけ離れた

ものになりがちだということで、非常に教育というものと現実にジレンマを感じておりました。そこで私は、大学での講義、演習、ゼミのほかに、「現実と遊離しない刑事法教育の実践」というものを目指しまして、刑事裁判の傍聴とか、刑務所・少年院の施設の参観を実施することでそのギャップを埋めようとしてきました。

私自身こういったジレンマを感じていたのですが、その転機が1つ訪れたのが、実は29年前に私が住んでおります神戸で発生しました阪神・淡路大震災です。その当時、私が住んでいる地域に震災の影響で保護司がいなくなったということで、地域の方から、刑事法研究者ということもあって、当時年齢がまだ若い30歳そこそこということもあって、平成7年、震災の年の10月から保護司を委嘱されて、保護司は今年で29年やっておりますが、主に少年事件を担当して、刑事司法システムの最後の砦と言われる社会内処遇の保護観察を行うことで、非行少年とじかに触れ合うという貴重な体験をすることになりました。

そして、この保護司活動も軌道に乗ってきた平成12年の秋に、実は今所属しています加古川学園で、「少年たちに法律に関する講話をしてほしい」という依頼がありました。これは当時、私の大学のゼミの後輩が加古川学園の法務教官をしておりまして、その彼からの依頼でお話をしに行ったということで、そのときに少年たちに、法と道德の違い、あるいは法を犯せば3つの法的な責任、刑事責任・民事責任・行政責任が生じるよという、そういった具体的なお話をしたわけですが、この講話が縁で、翌年、平成13年5月から加古川学園で篤志面接委員をすることになりました。その後、後輩は転勤で他の施設に行ったのですが、私のほうはずっとそれ以来、23年間、加古川で篤志面接委員をしております。

篤志面接委員としては、毎月一度この加古川学園に通って、2人の少年と1時間ずつ、計2時間、この活動を23年間続けてきました。現在でも月に一度少年院に、大学に行く勤務の途中に月1回寄るのですけれども、少年院に行くことがごくごく当たり前の日課として日常生活の中に組み込まれているということで、特に自分自身では何か特別な活動をしているという思いはありません。

さて、加古川学園での篤志面接委員の活動なのですが、私は月に1回で、2人の少年と約1時間、計2時間の面接をしております。この少年たちですが、新入時教育を終えた3か月目以降に――加古川学園は第1種の少年院で、少年が約11か月入っております。その11か月のうちの新入時の3か月を終えたぐらいから11か月目まで仮退院をします。大体7か月～8か月、つまり7回～8回、同じ少年を面接するという活動をしております。1人の少年と、そういったように7回～8回面接するのですけれども、この中で私の専門性に合わせた内容を中心に様々な相談を受けるということになっております。

私自身は、篤志面接委員になる前に保護司をやっておりますので、直接犯罪者・非行少年と接してきましたけれども、保護司と篤志面接委員とでは、おのずと対象者に対するスタンスが異なるということを実感しております。といいますのは、保護司の場合は対象者の近くに住んでおりまして、対象者のプライバシー等様々なことを知っております。しかも、保護観察終了後も地域で顔を合わせたり挨拶をしたりという、日常生活の中でのいろいろな触れ

合いがあるのですけれども、篤志面接委員の活動では、担当する少年との関係は、少年の個人情報も最低限しか分かりませんし、当該少年が施設の中だけにいるときに限られる。まさに場所と期間限定の関係にとどまります。そして、少年が施設を一步でも出れば、社会においては、これまで何事もなかったかのように他人として振る舞わなければなりません。それで、篤志面接委員としての私は、加古川学園での面接の時間、担当する少年たちがその瞬間を、その面接を心に刻めるようにということで話をしています。

当初、私は、やはり法律学者・法律研究者ということでありましたので、法律問題の指導とか法教育というカテゴリーで面接をしておりました。最初の頃は、やはり法律問題の指導という中では、被害弁償ですね。このことを悩んでいる少年が多かったということで、「出院した後、どうやって弁償していけばいいんですか」といった相談をよく受けました。そういったときには、まず少年たちは、3つの法的責任、つまり民事・刑事・行政という3つの責任のうち、損害賠償の民事責任についてのことを聞いてくるわけです。そこで、「この3つの法的責任があるよ」ということをしっかり教えます。ただ、そのうち刑事責任の認識が結構欠落しているのですよね。お金さえ返せば自分の過ちは全て解決すると思っている少年も結構多くて、「いや、それだけじゃないですよ」と説明します。

確かに少年事件の場合、少年院への送致は保護処分であって刑罰ではありませんので、純粋に刑事責任を負わせるというものではありませんけれども、当該少年が罪を犯したことは自ら事実として受け止めさせる必要があるのではないかと思います。そのようなことで、少年に対しては自らの過ちを十分に認識・反省させ、最低限の道德たる法を守るという遵法精神を養わせてあげるような面接をしています。その際には、法とは何か、法と道德の違いはというより、私が大学の法学概論の就学者に向けた授業で使うようなテーマを基に少年たちに語っていくという方法を取っております。

また、私は研究者でもあるのですけれども、教育者でもありますから、進路相談ということも結構、子供たちから相談を受けます。とりわけ少年院の少年たちというのは、中卒あるいは高校中退といった、かなりこれまで勉強してきたことにつまずきのある少年たちが多いということで、そういったことの反省からかもしれませんけれども、「高校卒業の資格を取りたい」という少年たちが、私が受け持った面接の少年たちに多いです。そういったときには、「出た後、どういった方法がありますか」ということで、例えば通信制の高校とか、単位制の高校、定時制の高校、そういったものがあるよということをおっしゃっていただければ、最近では高卒認定の試験を目指す子供たちが結構多いです。実際、今ちょうど担当している少年、実は、先月に仮退院したのですが、その少年がたまたま高卒認定を目指しておりまして、地理の科目がなかなか苦手だということで、「地歴公民の科目なら僕でも教えられるよ」ということを言ってあげますと、今年の8月に試験があったのですが、6月・7月の2回の面接で、少年院の中の図書室にある高卒認定の地理の過去の問題集を持ってきて「先生、教えてください」ということで、それをしっかり1時間、家庭教師をしたということで、特に少年は「地理の気候のグラフの読み取りが分からない。何とか教えてください」というの

で、世界の気候とか日本の気候のグラフの読み方、どうやったら解けるかということをして2回の面接でしっかり教えたということです。

この少年は8月に試験を受けまして、先月9月に報告を聞いたら「95点で合格しました」という非常にうれしい報告をしてくれました。そういった高卒認定というこの試験は、少年院の中では非常に大きな子供たちの立ち直りの手段であり、また社会のつながりに持っていく大きな材料ではないかなと思っております。

また、最近は家庭環境に問題のある、課題を抱えている少年がたくさんおりますので、そういった少年の相談に乗るようにもしていますし、あと、私は1対1で少年たちと面接をしています。中には一言もしゃべらない少年がいます。これが困るのですよね。1時間じっと黙っている。こちらは語りかけるのですけれども、何も答えてくれない。そこで何かないかなということをしていろいろな話をしながら探りながら話をしていくのですが、一向に答えがない。何年か前に、明智光秀が大河ドラマだったときに、たまたまそういった話を材料に、「明智光秀とか信長に興味ある？」と言ったとき、少年は目を輝かせたのです。その少年は織田信長の大ファンで、信長のことをどんどんと言ってきたのです。これは「しめた！」と思って、私のあらゆる限りの信長の知識をぶつけたら、その次のときからの面接は信長談義で1時間終わった。そういったこともありました。

このように少年院での面接は、施設の中で行う面接です。大学のゼミとか保護司活動のように、対象者と何度も何度も繰り返し時間があるという面接ではありません。限られた時間と回数の下に行われるという特徴があるので、中にいる少年たちは、この1か月に一度の面接を心待ちにしてくれる少年も少なくありません。少年の中には、たまたま私が何か用があって1か月行けなかったときに「どうして来てくれなかったんですか」ということを言った少年もいます。これも1つの反省なのですけれども、もう来月に仮退院するということが分かっている少年に「行くよ」と言っていたのですが、たまたま仕事でその日に行けなかった。そうしたら、私も非常に心苦しかったのですけれども、その少年が出る間際に私に対しての感想文を書いてくれていて、その中でその少年の感想を読んでちょっと心が救われたかなということもあったということです。

ということで、「現実と遊離しない刑事法教育の実践」を目指す刑事法の研究者としての私は、これからも少年たちとの面接時間の一瞬一瞬を大事にして、加古川学園での篤志面接活動を行っていきたいなと思っております。私を待っていてくれる少年のために、自分自身の力でこの加古川学園に通うことができる間は、この篤志面接活動を続けようと思っています。

どうもありがとうございました。(拍手)

○司会 阿部理事

道谷委員、ありがとうございました。

少年施設ならではの、やはり心の中に高校を卒業できなかったということが大きな傷になっている部分があるのだらうと思うのです。たとえとしてはあまりよくないですけど

も、ラジオ体操のはんこを突いてもらうときに、途中で穴が空いてしまうと何となく美的感覚がそがれてしまいますけれども、何となくほかの子供たち・仲間たちがきちんと卒業しているのに自分だけはどういうような心の傷になっているのだろうなということを感じさせていただきました。特に、全くしゃべらない少年がずっと黙っているうちに、歴史という自分の関心のあることで心を開き始めたということは、我々の篤志面接活動の原点のような、そんな感じがいたしました。ありがとうございました。

「仏作って魂入れる ～私の面接活動～」

発表者 岡山少年院篤志面接委員 松本宣秀

○司会 阿部理事

最後になります。岡山少年院、松本宣秀委員です。

○発表者 松本委員

よろしくお願ひいたします。岡山少年院で篤志面接委員をしております松本宣秀と申します。

まず、私が篤志面接委員になったきっかけというのは、教誨師、篤志面接委員、保護司をしていた父の影響があります。家族といえども守秘義務があるため、どんなことをしているのかというのを話すことはなかったのですけれども、保護司をしているときはお寺に入れ墨をしている人が定期的に通ってきて、時には境内で会った子供の私に対していろいろ話しかけてくるわけです。長年にわたって少年院に通っていた父の背中を見て、いつか同じような仕事ができればいいなと思っておりました。

父が引退を決めたときに、篤志面接委員、教誨師を希望しました。宗教者の視点はもちろん、自分の学んできた、活動してきたバックボーンを生かして篤志面接委員をしております。例えば大学時代の民俗学のフィールドワーク、町史編さんの仕事をしておりました。また、地元大学の法学部で学んだリーガルマインドであったり、シティズンシップ教育というもの面接での心構えとして役立っております。

篤志面接委員を希望していた背景に、若い頃、御葬儀や法要を通じて犯罪被害者の家族に関わることがあり、悲しみに触れた経験というのが大きく影響しております。事件の加害者というのは累犯で、そのため被害者の家族は十分な金銭的補償も受けられず、夫を失うことで妻や子供たちは経済的にも不安定になり、精神的にもトラウマやフラッシュバックに悩まされておりました。犯罪被害者支援の会につなげたことで少しは気持ちが楽になったようでしたけれども、篤志面接の現場で加害者と向き合う中で、一方には被害者がいるわけです。世の中には取り返しのつかないことがあり、被害者、御遺族の方が癒えることのない傷口から血を流すような思いで苦しんで日々生活しているわけです。その処罰感情を受け止めた上で、死刑制度はあるのですけれども、我々の社会は終身刑という制度を取らず、社会と共に生きるということを選択しているわけです。どうすれば被害者にも加害者にもならない社会のシステムをつくっていただけるのか。取り返しのつかないことにどうすれば、歩み寄りや寛容の心、和解が訪れるのか。きれいごとではない現実に誰もが試行錯誤しているわけがございます。

次に、宗教者が篤志面接委員をする意義についてお話しできたらと思います。

欧米では、病院に医師、看護師、カウンセラーとともに宗教者が常駐しているとお聞きます。近代市民社会も「人権」獲得の歴史として、まず「信教の自由」というのがあります。次に「内心の自由」「身体の自由」が認められていき、「人権」というものが獲得されていったという歴史があります。日本国憲法20条の「信教の自由」が基礎となり、次に19条「内心の自由」、18条・31条の「身体の自由」に発展していき、朝ドラの『虎に翼』のテーマでもある14条「法の下での平等」、さらに11条「基本的人権」というのが獲得されていくわけでございます。

ここで主な14条の「法の下での平等」、11条の「基本的人権」を下支えしている20条の「信教の自由」というものの具体的な中身を、先ほど「取り返しのつかないこと」とお話ししましたけれども、コントロールできないことに向き合い、コミュニティーを形成してきた社会的な仕組みというのが伝統的に宗教組織でございます。

一方で、可能な限り取り返しのつかないことを理性によってコントロールできる形としたのが統治機構で、世俗的な社会かもしれません。例えば、地震や落雷、洪水、大津波などの天災による被害、失われる人の命は、本来お金ではあがなえないものです。それに対して、保険制度によって地球より重い人の命をあえてお金であがなう制度を整えているわけです。

欧米では、神の国を代行するキリスト教会というのを中心としたコミュニティーとなります。取り返しのつかない罪のあがない、そこから免罪符の扱いから宗教改革が起こり、人権宣言のフランス革命、また公権力を制限するイギリス権利章典、名誉革命につながっていくのですけれども、言わば神の国、神の家としての教会と、世俗の国としての国家、その間に国際法としてコンコルダートという宗教条約が結ばれ、例えばドイツでは教会税を、年収の「十分の一税」というのですけれども、行政が教会の代わりに徴収するわけです。

一方、我が国の歴史では、対になるような制度に対して宗教的コミュニティーがあったのだろうかということです。例えば、江戸末期に草の根から慈雲尊者による神社の神道、お寺の仏教、幕府の儒教の統一として、雲伝神道というのが企画されるのですね。また、明治には慈雲尊者の流れから、私が倉敷仏教会で「遺墨展」を開催したのですけれども、雲照律師の十善戒運動によるオール仏教の試みというがあったわけです。その挫折の名残というのがオール真言宗による陛下の御衣加持である後七日御修法なのですけれども、地域連携・社会全体で再犯防止・更生に取り組む今だからこそ、改めて近代的人権の担保として宗教者の連帯視点というのが必要とされていると感じております。

「これからの社会とのつながり～時代に応じた面接活動の意義と役割～」についてなのですが、実際に少年院で篤志面接委員・教誨師活動をしていると、スマートフォンのSNSを通じた犯罪や現代ならではの犯罪を犯した少年に出会うことも多いわけです。話をしてみると、みんな普通の子供なのです。しかし、一旦スイッチが入ったら暴力行為や性加害行為を繰り返してしまう、そういう子もいるわけです。出院後の社会生活でいかにスイッチを入れないか。「スイッチが入ると相手を人間と思わず、自分の欲求を満たすための物と感

じた」と話してくれた少年もいました。現在スタートした犯罪被害者の心情聴き取り、伝達する制度を、被害を受けた人の痛みや苦しみというのを、頭ではなく心で気持ちを理解し、同時に人間として感じることでスイッチが入るのを抑止することにつながればと思っております。まだ制度がスタートしたばかりで効果検証はこれからでしょうけれども、誰もが危惧するように、被害者が報復を恐れ、言いたいことが言えないことも想定されるわけです。被害者保護制度とともに、これから加害少年にどんな変化が起きるのか注視していきたいと思っております。

高度経済成長の中の社会では、貿易立国ということで、地方の小さな町工場があり、住み込みの寮で働くことで衣食住を賄い、結婚・子育てをすることができました。就労先・居住先を探す出院後の生活設計も立てやすかったのではないかと思っております。しかし、時代が変化して、東京や大阪近郊の大都市から地方に至るまで、町工場が潰れた後、インバウンドによる観光立国を目指す政策の下で、出院後も自己責任を要求される社会では、社会の中でルールを守って生活できるよう、まずはミニマムな社会である少年院の中でうまく社会のルールを自らの心の中に内面化して、次に自分で何が正しいか、何が悪いのか、社会で受け入れられるのかを考えて、自己を律し、自分で行動できるか、そのような指導を心がけております。

次に、被害者庁ですね。ちょうど管区篤志面接委員の研修で、琉球大学の法務研究科の弁護士の齋藤 実教授からお伺いしたテーマなのですけれども、まさに制度面から地域に開かれた加害者と被害者の和解の在り方と思っております。海外では、例えばノルウェーでは暴力犯罪補償庁があるのですけれども、できたきっかけは、2011年7月22日に大量殺人テロ事件が起きたことで、政府中枢施設、首都オスロの庁舎を爆破して8名が死亡して、そしてウトヤ島で前首相をターゲットとして銃を乱射して69名が死亡して、319名が負傷したわけです。この事件の後、あまりにも多くの被害者の救済のために暴力犯罪補償庁ができたわけです。

被害者の金銭的賠償の困難さから、国がまず被害を弁済し、後で回収庁が取り立てるという仕組みなのです。被害者親族に対しては、犯罪被害者が検察、被告人、そして同列で刑事裁判における平等な法主体となり、加害者と被害者が直接話し合うことで被害者遺族の悲しみや苦しみを感じることで、加害者の反省による更生と被害者の被害感情の回復を目指す考え方で、ゴールとしては加害者・被害者の良き隣人となることを目指すもので、「修復的司法」と言われています。被害者も犯罪者の更生を手厚くすることで、良き隣人とすることで結果的に社会が良くなる。だからこそ、大量殺人事件の被害者であっても、殺人加害者に対して報復というのは望まないというのです。

他方で、犯罪加害者に対しては、ノルウェーでは、かつて犯罪者に厳罰を与える報復的正義の立場から刑務所が運営されておりました。その頃は再犯率も高く、報復から刑務官が殺害されたり、凶悪な犯罪も多かったそうです。しかし、2010年頃から、加害者が社会復帰できることをゴールとして、言わばリハビリ施設として、刑務所で普通の社会生活と同様

の生活を施設内で実現することを目指す「ノーマリティーの原則」の観点から、受刑者の自由度が高い開放型刑務制度というのを取り入れていくわけです。例えば、バルドレス刑務所では、1人1個室の原則から、受刑者は1部屋に複数人が収容されることはなくて、音楽スタジオや薄型のテレビ、恋人と過ごすこともできると。被害者に対しても、加害者に対しても、良き隣人、良き市民となることをゴールとして制度設計がなされていると感じております。

そして、今の日本の刑事政策の方向性も、懲罰・刑罰の施設ではなくて、良き隣人、良き市民となるための施設へとかじを切っているのではないのでしょうか。広島での研修で、齋藤先生への質疑応答で最初に出た質問というのは、「外国人犯罪者の場合、相手が国に帰ったらどうなるのか」とか、「アメリカ兵の犯罪はどうか」という問いだったのです。齋藤先生の答えは、「被害者に金銭的補償は支払われるでしょう」ということだったのですけれども、確かに金銭的補償は出ています。和解としてのゴールはどうなるのだろうかということがあられるわけです。暴力犯罪補償庁ができるきっかけとなった大量殺人の現場であるウトヤ島ではなくて、かつて魔女裁判、異教徒である少数民族サーミ人へのキリスト教異端審問があったヴァルドという町にできたことは意義深いことだと思っています。ゴールとして、良き隣人であるように、ノルウェーの法制度の前提条件として、異端審問が起きるぐらい強固なキリスト教コミュニティがあったわけです。魂の善悪を裁くのは、世俗の統治主体である国家・司法行政ではなく、神と神の家である教会であり、神の裁きによって魂は決して出られない永遠の牢獄である地獄へと落ちるわけですね。ここは日本の地獄に対する考え方と全然違うのですけれども。日本の場合は、閻魔様が四十九日の審判をあの世でしまして、ちゃんとあの世で修行すれば出ていけるのですけれども、キリスト教の場合は永遠に監獄に落ちていくわけです。

「市民」という言葉1つを取っても、市民税を払っているから市民なのか、国民税を払っているから国民なのか。そうではなく、シティズンシップとして、市民宣誓式で権利と義務を宣誓して初めて市民となり、それは他方で、神の国に属するための洗礼、神からの10のコマンドであると。十戒を受け入れて守るといふ、そのことの世俗化なわけです。国家と教会が向かい合わせで建てられているように、歴史文化的には対になっていると感じるわけです。

日本社会において、どう西欧的な修復的司法と開放的矯正施設運営が実現するのか。例えば被害者庁を、アメリカ軍による原爆投下で莫大な被害者を出した、司法解決でなく救済法で政治解決した広島・長崎に置くとか、もしくはアメリカ兵の犯罪が多発している沖縄に置くと、日米地位協定を含む政治問題化してしまう危険性があるわけです。そもそもゴールである良き隣人、良き市民を、我々自身の問題として考える先に「制度」があるのではないかと思うわけでございます。

我々日本人自身の歴史文化に内在する問題として、「善悪」「誰が本当に魂を裁くのか」「この世での和解」の問題を考えないといけない。それには、慈雲尊者の、神、仏、儒教の統一

であったり、明治期の雲照律師の十善戒によるオール仏教の試みというのを現代の我々の視点で一步進めることがスタートできるのではないかと考えております。

例えば、江戸時代の岡山では、キリスト教と並ぶ邪宗門として、不受不施派の弾圧から処刑を行いました。私も真言宗の僧侶なのですが、母方は不受不施派であるわけがございます。邪宗門として処刑台に連れていかれ、そして処刑されていく。それが魂まで裁かれたのか。身体は確かに裁かれたかもしれない。キリストもそうだと思うのですが、しかし、魂まで裁いたわけではないと思うわけです。その岡山の土地に被害者庁をつくることで、社会に内在する歴史や文化から暴力や憎しみ・寛容・和解の問題を捉え直すことができたらいいのではないかと考えております。

私、20分かと考えて、かなり書いてきたのですね。あまりに長過ぎて時間をオーバーしますので、ここで終わらせていただきます。(拍手)

○司会 阿部理事

松本委員、ありがとうございました。

いろいろなお話をいただきましたが、やはり取り返しのつかない犯罪というものがあります。我々ややもすると受刑者の側に寄り添うことが中心になって、やはりその裏に彼らが本当に重大な罪を犯してしまっているんだということを意識していかないといけないと改めて感じさせられました。

委員の言葉の中に「どうやってスイッチが入らないようにするか」、やはりそこに尽きるのではないかと思うのですよね。これまで常習的に何かがあると、犯罪の方向に走ってしまう、スイッチが入ってしまう。それをどうやって入らないように本人に気づかせていくかということが一番基軸になるのかなと、ちょっと考えさせられました。

質疑応答

○司会 阿部理事

あと10分ほどありますので、これから質疑応答に移らせていただきたいと思います。今回、いろいろなユニークなお話をお一人お一人がしてくださったので、もしコメントとか御質問がありましたら、所属の施設とお名前をまず最初にお願いします。

○藤井委員（大阪拘置所）

大阪拘置所所属の藤井健三です。

トップバッターの深瀬委員のお話の中に、恐らく若い被收容者との篤志面接の中で得た御経験からのお話だろうと思いますが、篤志面接委員の高齢化についてのお話があったと思います。割合にさらっと委員はお話しになったのですが、これは篤志面接活動のある意味では核心に触れる話でありますし、もうちょっと深掘りしたお話を伺いたかったなと思うのですが、高齢化が問題だとすれば、高齢者の篤志面接委員のどういう話し方や対応が、特に若い年代の離れた被收容者に対する篤志面接活動で不適切・不相当だというふうにお考えなのか。

単に加齢ということであればどこで線を引くのかという問題もございますし、あるいはもっと広げれば、篤志面接委員の資質、男女のジェンダーの問題にもつながる。日常的に我々が指名を受けてその事件に出かけていくのは、恐らく御担当の各施設の方からのあれで、その方がどういう視点で割り振っているのかということにもつながりますし、これは非常に大きな問題だと思いますので、今日お答えできない部分については改めて伺いたいと思います。

○司会 阿部理事

ありがとうございました。

深瀬委員、高齢化が進んでいるということは否定できない事実だと思うのですが、どういう工夫が必要だと思われますか。

○発表者 深瀬委員

ほかの施設のことはあまり分からないのですが、山形刑務所で言うと、いろいろな先生方が、やはり第一線の職を離れた60歳以後に篤志面接委員になられる方が多いのですが、キャリアが長くなるとなかなか、ご自分の体の不調でクラブ活動が休みになったりとか、例えば管区の研修会に赴くことがなかなか難しいとか。そうやって篤志面接委員としての自己研修に参加できなくなってきています。ですから、今回も本当は、私は山形刑務所の中で一番若輩の部類なのですが、「あなたしか行けないから」という事情で発表に来ています。また、所属施設の篤志面接委員協議会の会長を私がしているのも、「事務処理のDX化への対処はあなたしかできないし、仙台にフットワークよく通えるのはあなたくらいだから」

と。最適任者として望まれてというよりも、年齢で動ける・動けないというのがある意味で課題にならないのか、ということです。

もう1つは、教科担当の先生にしても、今は教職に就いていた人でなくても、いろいろな塾の先生等の委嘱もあるのではないかと考えるからです。それから、例えば文芸や芸術の担当に関しても、今はいろいろな感性をもつアーティストやクリエイターといった若い人がいるのです。決してご高齢が悪いというわけではなく、若手の登用といった幅広い形の選択肢があった方が「よりそう」という形からの篤志面接委員活動はよいのではないかとということです。このことを「灯々代々」と私は表現してみたいのです。

さっきちょっと触れましたけれども、坐禅クラブに関しても最初は年齢がある程度均等だったのですけれども、「若い人についていけないからどうも来にくくなっていく」ということで、ある程度、被收容者の中でも年齢別のクラス編成とか、いろいろなことが、特にこれからは拘禁刑になってきて、作業以外のところでも学習をしなければならない機会が増える場合においては必要なのではないかとこの私なりの疑問点であります。

○司会 阿部理事

分かりました。

恐らく皆さんが培ってきた長年の各分野での経験があるから篤志面接委員という役に就いていらっしゃるということもありますので、一概に年齢が云々ということは言えないと思います。せっかく前に出ていらっしゃるのです、桑内委員、どういった形を工夫したら受刑者の年齢のギャップを埋めることができると思われませんか。

○発表者 桑内委員

大変きれいごとを言うようではありますが、私はすごい年を取っているんです。だけど、精神年齢はちょっと大分低いのですけれども、だけど、若い人と考えが全然違うということはないのですね。だから、やはりその人その人だと思うし、その人の体力、能力、いろいろあると思うので、どうしたらいいかは分からないけれども、私なんかはほとんどの物事を知らないから、誠心誠意その人と相対することしかできないのですね。それはやはり年齢のギャップをちょっと払拭してくれるのではないかなと。こちらが一生懸命だったらそれなりに答えてくれそうな気が。ですから、年齢だけでは縛ってほしくないような気がしますね。

○司会 阿部理事

なるほど。あくまでコミュニケーションだということですよね。

○発表者 桑内委員

そうですね。

○司会 阿部理事

分かりました。

どうでしょう。

○発表者 道谷委員

私は少年施設なので、少年という年齢層です。それで、私は35歳か36歳のときに篤志面接委員になりました。30歳で保護司になっているのですけれども、当時はスタンスとして、被収容者の少年たちのお兄さんという立場でずっと面接をしていたのですが、自分が結婚して子供が生まれると、むしろお父さんという立場ですよ。そういう感じでのスタンスに変わってきているなど自分でも思います。

ただ、私は大学で教えていますので、ふだん若い学生と接していますから、そういう意味ではまだ大丈夫かなというような、まだしばらく年齢が上にいっても、子供たちとのコミュニケーションはできるかなと思います。

○司会 阿部理事

なるほど。

せっかくですから、松本委員もよろしくお願いします。

○発表者 松本委員

私が最初に岡山少年院に行ったときに所長から言われたのは、「漫画とかアニメとか好きな音楽を語ったらどうか」と言われたわけですね。ちょうど『鬼滅の刃』というのがはやっていて子供たちはみんな読んでいたのですけれども、それを通じていろいろな話をしたり、若い人たちがどんな音楽を聴くのか、ヒップホップとかを今の方は聴いているのですけれども、その話を子供たちから聞いて、自分も聴いてみて、そして話すことによってギャップを埋めているという感じでございます。

○司会 阿部理事

なるほど。何げに話していらっしゃいましたけれども、受刑者の被収容者の方の側の関心を聞いて、それに対して話を続けていくというのは1つのやり方だと思います。

これはとても我々篤志面接委員にとっては大きなテーマだと思います。まだ若干時間がありますが、年齢のギャップとかこうしたことについて、何か意見とか質問とかがありましたら挙手ください。

桑内委員、私がちょっと気になったことなのですけれども、女の園でずっと頑張ってきたと。それが恐らく委員の精神的な支柱になっているのだろうと受け取りました。心の支柱、精神の軸として何を一番学ばれましたか。

○発表者 桑内委員

宝塚でですか？

○司会 阿部理事

はい。

○発表者 桑内委員

人と人との輪ですね。

宝塚というところは1つの組織でできているのですね。だから、上級生が「カラスは白い」と言ったら、「はい、白いです」と言わなければいけない世界なのです。それが「何で？ どうして？」と言われても、最初の下級生の頃はもう「こんちくしょう！」と言っていましたけれども、でも1つのこういうトップスターが1人いて、二番手がいて、女役がいて、大勢口がいてという、きれいな三角形で1つの作品ができあがるのです。ということは、このトップの人が華やかできれいで格好良く見えるには、この底辺の人が一生懸命やってくれないと、そう見えないのですよ。1人が必死になってトップスターが頑張っても、その作品は決して良くなりません。下級生やその端っこに至るまでが一生懸命自分の分野を守ってやることで、その作品が良くなり、ひいてはトップスターが目立つのです。だから、やはりみんな力で力を合わせて、1つの輪をもって物事をつくり上げるということを宝塚で一番教わりました。

○司会 阿部理事

なるほど。それは非常に、これから出所していく被収容者にとっても参考になることですよ。自分がいつもリーダーになるのではなくて、自分なりの居場所を見つけて、そこで全体に貢献していくと。

○発表者 桑内委員

そうですね。

○司会 阿部理事

道谷委員、最後に、時間にちょっと限りがあるのですけれども、たまたまお仕事で一回面接を休まれたと。それで、手紙が来ていたと。どんな内容であったのか簡単に御紹介いただいて、二幕を閉じたいと思います。

○発表者 道谷委員

この中ではお話しできなかったのですが、実はその少年は、出た後に「車のディーラーになりたい」という希望を持っていて、「ディーラーになるには大学を卒業することが近道だ

よ」と言って、同じように、では大学へ行くにはどうしたらいいかという面接を、そこでは高卒認定もあったのですが、「できたら高校に行きたい」と。それでいろいろな面接をした中で、「じゃあ頑張ろうね。次回来るからね」と約束して、たまたま仕事の関係で行けなくて、出院を迎えてしまったということです。

加古川学園では、毎回毎回、我々面接委員宛てに感想文を少年に書かせています。それを次の月に行って、先月面接した内容を私も感想を書いてもらって読むのですが、それとは別に私宛ての手紙をもらって、その中に「最後に本当に会いたかった。でも、やっぱり先生の都合もあるから、それは無理も言えませんが、先生と話した内容で、とにかく、まず大学に行く努力をします。高校に行って、大学に行く努力をします。いろいろなことを教えてもらって、ありがとうございました」という内容でした。しかも、これは言っているのか、その少年の住所・電話番号も書いてあるのですよ。これはやはりちょっと悩んで、出てからはもう関係は断ち切らないといけないので、その手紙は少年院に置いて帰ってきたということです。

○司会 阿部理事

分かりました。ただ、委員がいろいろやり取りされた種がしっかりとその若者の中に植わっているのだろうという印象を受けました。

改めて4名の委員の方に大きな拍手をよろしくお願いします。(拍手)

ありがとうございました。

4時20分より第3部に入りたいと思いますので、おトイレ等、利用させていただきたいと思います。

意見交換

サブテーマ：「これからの社会とのつながりを求めて」に関して



司会進行 全国篤志面接委員連盟理事 阿部 憲 仁

○司会進行 阿部理事

それでは、最終の第3部、意見交換のほうに移らせていただきたいと思います。特に、年に一回しか全国から篤志面接委員が集まることはできませんので、非常に貴重な機会です。ですので、なるべく多く方に意見を伺いたと思いますので、ぜひとも、ずっと話したいお気持ちは分かるのですけれども、結論から始めていただいて2分3分で、なるべく活性化させていきたいと思いますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは始めたいと思います。資料の8ページから、あらかじめ本部のほうで意見を伺っていますので、そのところがテキストブックになりますので、忙しいと思いますが、めぐりながらついてきていただければと思います。

最初は16番、10ページになります。新潟刑務所の薄田委員、どちらになりますか。

委員が、「私たちが彼らを理解しなければならない社会の最前線にいる」という、非常にインパクトのあるお言葉をおっしゃっているのですが、そのところをもう少し詳しくお話を伺いたと思います。

○薄田委員（新潟刑務所）

御指名がありました新潟の薄田です。

「私たちが彼らを理解しなければならない社会の最前線にいる」というのは、これから出ていく中の、私たちはそこの一番彼らに慣れ親しんでほしいような、いろいろなことを分かかってほしいというようなことで、私は篤志面接委員をやらせていただいています。

私自身は僧侶ですけれども、私は篤志面接委員として書道を担当しております。書道を教えながら、いろいろなことをそこで教えているのですけれども、私は彼らと話す時間は大変多いと思います。

褒めてやることの大切さ。本当にうれしそうな顔をする。そして仮出所する前に「自分はこの教室に来ていて本当に楽しかった。一番楽しかった」と言ってくれる受刑者が本当に何人もいます。そうすると、自分はこれをやっていてよかったなという思いであります。そして、彼らはどこでどのように調べているのかは分かりませんが、「先生、出たら、いつか先生のことを訪ねてもいいですか」というようなことを言ってくれる。「いいよ」という、そういう他人行儀ではなくて友達同士になれるような、そんな関係をどこかでつくってあげられる、そして、それを受けてやれるということが非常に私はうれしいなと思っています。

○司会進行 阿部理事

分かりました。ありがとうございます。

恐らく一般の社会の方々は、刑務所に入っているという言葉を目撃だけで、悪いやつなんだとか、怖いやつなんだとか、そうしたイメージを持つ方も少なくないと思うのです。けれども、我々委員が恐らく、我々は制服を着ているわけではありませんから、そういう意味で、一般の第三者として一番近くにいるということは確かだと思うのですけれども、この点

について何か意見のある方がございましたら、挙手をお願いします。——大丈夫ですか。

ちょっと1つだけ伺いたいのですけれども、篤志面接委員をやられていて、なおかつ教誨師をやられている方は挙手いただけますか。——分かりました。ありがとうございます。

保護司もやれているという方は。——なるほど。

○高木委員（加古川刑務所）

過去にやっていました。

○司会進行 阿部理事

そうですね。ありがとうございます。

非常に、気持ちが半分ではなかなかできない、本当に大きな役割だと思えます。御苦労さまです。ありがとうございます。

続けていきます。一応準備してきていますので、皆さん、意見がありましたら随時伺ってまいりたいと思えます。

次に20番、喜連川少年院の奥山委員、どちらでしょう。

○船山委員（喜連川少年院）

コロナにかかって欠席になってしまいました。

○司会進行 阿部理事

欠席ですか。大丈夫です。そういうことも、少し準備をしてきておりますので。ほかにも休まれている方はいますのでね。

ただ、この御意見だけ、非常に良い意見なので御紹介させていただきます。

「不満や不安を受け入れ、入院生活で何かを掴み始めるまで寄り添う」と。伴走してあげるといふ、非常に我々の活動の原点のようなことを言われていたので、ぜひともお話を伺いたかったのですけれども、残念ですが、次に進みたいと思えます。

次に44番、大阪拘置所の藤井委員、どちらでしょうか。——いてくださるだけでありがたいと思えます。

「施設に収容された事実をこれから自分らしく生きる生き方を考える機会」として、「前向きに考えて、実践する」ということなのですが、特に自分と向き合うということですよ、委員。

○藤井委員（大阪拘置所）

はい、そうですね。

○司会進行 阿部理事

そうすると、これを実践するというのは、どんなことを言っていच्छやるのか、御自身の口で説明していただけたらと思います。

○藤井委員（大阪拘置所）

私が日頃から感じていますのは、施設で毎月『みやこじま』という広報誌が配られるのですが、それを話題にすることもありますし、そこに書いてあること、それから篤志面接委員が面接活動で話したことの感想を各被収容者が書いて、次回に我々が登庁したときにそれを読ませていただくということをしているのですが、どれも書いていることは、もちろん真面目に中で教育を受けている成果だと思えますけれども、非常にまともなこととか、有言実行を果たしてほしいなといつも思うのです。

ところが、実際には詳しい数字は存じませんが、再犯も決して低くないという現状にあるので、要するに、実際にこうしなければいけない、全うな生活をしなければいけないと思っても、実際にはそれができていないのではないかなと。一期一会の世界ですから、それは想像するしかないのですが、そういう思いから、こういう行動力を養ってほしいというふうに書きました。

○司会進行 阿部理事

この点について何かコメントのある方とか意見がある方はいらっしゃいますでしょうか。特に、受刑生活で、やはりものすごく自由な時間が多いだろうと。その中で、自分と向き合うというのは、受刑生活の中の原点、被収容者にとっては原点のようなことだと思うのですが、これらについて何か御意見のある方は。——私の授業はいつもこういう感じです。全然大丈夫です。私は墓地の中でも授業できる男ですから。

では、才門委員はどちらでしょうか。——いないかな。

いないようでしたら、京都刑務所の井上委員はどちらかな。

せっかくの機会ですから、「自分と向き合う」というテーマなのですから、委員のほうで何か思い当たるようなことがございましたら。

○井上委員（京都刑務所）

参考になるかどうか分かりませんが、私は京都刑務所と京都医療少年院の両方に行かせていただいているのですが、午前中は医療少年院で面接をして、午後は京都刑務所で面接をするというような機会が多いのですが、勘違いしたりするのですね。そういうことがありますけれども、京都刑務所においては、やはりB級ですので、いろいろな体験をしてきておられますので、その中で私が全然知らない体験談を相手から引き出すわけですから、いろいろなことを話してくれるのですね。

○司会進行 阿部理事

例えば？

○井上委員（京都刑務所）

例えば詐欺師、詐欺で前科8犯とか。それで、「先生、教えたろうか」と言って、いろいろ教えてくれるのです。「そういうことをやってきたのか。すごいな」と言いながら話を聞いていますと徐々に心を開いて、「先生は一体どう思う？ 僕の言うことをどう思う？」と言って聞いてくるのです。そうしますと、どんどん話が広がっていきまして、目線が一緒になるとというような形で、時計とか貴金属で詐欺をずっとやってきた人なんかは、私が時計をはめていると「先生、えらい安物の時計をはめているな」と言うのですね。「何で分かるんや」と言ったら、「貴金属の商売をしていた」と。「先生、わしが出たら、ええ時計を買うたるから言えよ」とかいう話になるのです。そんなことがあります。

失敗もあります。少年院では病人が多いですから、特に発達障害が多いです。その中で、私はマッサージが得意なもので、「腰の具合が悪い」と。面接している最中に「先生、ここが悪い。ちょっと見てくれ」と。裸になって「ここを押さえてみてくれ」と。それで、押さえると「あっ、そこそこ、そこや」と言うのですね。それが物すごく気持ちよかったと日記に書いたのです。そうしましたら、統括専門官から呼び出されまして、「体に触ってもらったら困る」と。「ぼんぼんと背中をたたいたり、肩をたたいたり、握手したりはやめてくれ。どうなるか分からんのでやめてくれ」と言われまして、その辺のいろいろなことがございます。

でも、お互いに心が通じ合うというのは、やはり目線が一緒で、お互いにニコニコと話し合うということじゃないかと考えております。

○司会進行 阿部理事

ありがとうございます。

お話で接点を設けるといってもそうですけれども、司会進行側といたしましても、非常に場を和ませる会場思いの意見で、ありがとうございます。

できましたら、一つ一つ準備したものを読みながらアトラダムに、もし御意見があったら挙手を願って、そうでなければ何名かに振ってという形で進行させていただきたいと思っております。

今のコメントないし自分と見つめ合うということですが、何か意見がありましたら、せっかくの機会ですから。

○巖水委員（大阪刑務所）

別の問題でもいいですか。

○司会進行 阿部理事

全く別ですか。

○巖水委員（大阪刑務所）

はい。

○司会進行 阿部理事

まあ、せっかくですから、どうぞ。

○巖水委員（大阪刑務所）

ありがとうございます。

実は先ほどの4名の先生のお一方にお尋ねしたかったのですが、閉じてしまわれましたので、この時間をお借りしてお尋ねしたいと思います。

徳島の桑内先生、どうもありがとうございます。ディスクジョッキーのお話をさせていただきました。非常に長期の男性ばかりのところでそういう放送をしておられるということで、大変に御苦労が多かろうかなと思います。

それで、私は和歌山のほうで女性に対してディスクジョッキーをもう20年近くやってきております。ただ、私が個人的に思いますのは、男性が女性にしゃべると、女性が男性にしゃべると、その受け手側の気持ちが違うのではなからうかということで、初期の頃は非常に苦しみました。届いているかどうかということが分からなくて。ところが、だんだんと、やはり10年を過ぎ、15年を過ぎ、20年ということになってまいりますと、反応が分かるというまいしょうか、返ってくるようになってまいります。それは個人面接のところで返ってくるように実はなりました。ただ、その中で、和歌山の女性は、A級・B級もおります。初犯も再犯もおります。一緒くたに女性としてまとまって入っておられますけれども、そんな中で本当に子供のことを思い、御主人のことを、あるいは家族のことを思いながら、女性として持っていき場所のない気持ちをどのように持っていかうかということで苦しまれておられると思うのですが、先生にお尋ねしたいのは、男性の場合は少しそういう意味では違うかも分かりませんが、どういうところに焦点を合わせながら放送の基本を組み立てていらっしゃるのかなということをお尋ねさせていただければということでございます。

○司会進行 阿部理事

桑内委員、お願いします。

○桑内委員（徳島刑務所）

いや、とても難しい。だから最初にも言いましたように、宝塚というところを辞めて5～6年経ったときに篤志面接委員をやらせていただいたので、男性を前にしゃべるとのこと

もほとんどなかったし、何を話していいかわからない。だから自分が今までやってきたことを話したのですけれども、それがやはり、受け入れられないというよりも、私が苦しんだり悩んだりして、舞台のことを一生懸命勉強したり訓練してきたことは、彼らにとっては何の関係もない。だから、そういうことは話としては全然自分の立場として受け入れてくれなかったんだと思うのです。だから、男性だから受け入れてくれなかったのではないと思うのです。職業というか、「自分は舞台人になるための努力をしたのよ。こんなふうに努力をしたのよ。私は大変だったのよ」と言ったことが、男性だから受け入れてくれなかったのではなくて、あまりに職種が違うことで受け入れてくれなかったのではないのかなと、そのときは思ったのです。それと、何度も言いましたけれども、生死を分けるような大変な環境の中で生活してきたその受刑者にとっては、私が話していることは、そんな自分たちにとっては全然大した問題ではない。そういう意味で受け入れられなかったという感覚で私は捉えています。

だから、男性だからというふうに捉えているわけではないのです。やはり男性も女性も本質は一緒だと思うし、心の底辺はとてもみんな素直だと思います。みんな自分で、いい人になりたいし、ちゃんとした人間になりたいんだと思っていると思うのです。ただ、周りの環境とか、いろいろなことで、それがうまいことしていない人のほうが多いような、私は大変甘いことを言っているような気がするのですけれども、そういうふうに。

答えになっていないような気もするのですけれども。すみません。

○司会進行 阿部理事

大変よく分かったのではないかと思います。やはり我々の職務は相手の被収容者の方が中心なので、そちらに軸を合わせてということですよ、と承りました。ありがとうございます。

ほかにこの関連で何かありましたら、どうぞ。年に1回の大会ですから、ぜひとも気楽な雰囲気の中で意見を発表していただきたいと思います。

○虎熊委員（神戸刑務所）

神戸刑務所の虎熊でございます。施設では心情相談と教科教育、担当は算数なのですが、教科教育は半年ワンクールでやっております。

それで、先ほどの新潟の先生の御意見に対しての、ほかの今日お集まりの先生方にちょっと御相談なのですが、私は篤面をさせていただいて20年になるのですが、篤面の先輩からこういう助言をいただいたのです。「何ほ親しくなっても『出所したら、うちに来ていいよ』と言うな。絶対にそれは駄目だ」と。それは、彼らは裏切る人が多いから。神戸刑務所でも、うわさで聞いているのです。そういうことで優秀な篤面の先生方がお辞めになったと。そういうことなので、その辺のところを私はずっと15年ほど悩んでいるのですけれども、いかがでございましょうか。

○司会進行 阿部理事

ありがとうございます。これは恐らく篤面をやられていたら必ず一度ぐらいは何か関係するような経験があるのではないかと思うのですけれども、果たしてどこまで親しくしていいものかと。特に、実際には付き合わなかったとしても、手紙をいただいたりとか、そうしたことがあると思うのですよね。

こうした経験がおありの方、よかったら、せっかくの機会なので意見を共有いただけたらと思いますけれども。

では、ないようなので、私自身がありまして、いつも面接をやっていると、長いときは3年とか、ずっと長いこと1人の人間で、「何をやったのか」「何年入っているのか」と必ず最初のときに聞きますので、本当に中には私のことを慕ってくれるやつが、過去に10人はいたと思うのですよね、20何年になりますけれども。それで、2回ほど刑務所に手紙が来たのです。日頃、私は教員をやっているものですから、見捨てるということに対してちょっと罪悪感があるので、私自身は、実際にやり取りするのは禁じられているんだという前提の下で、この1回だけになるけれども、「あなたのケースはよく覚えている。こういう状況で最後に問題を抱えたのも分かっている」と。ですけれども、こういう状況で、その人間の場合には、具体的な話を申しますと、非常に素直な人間だったので、自分で信頼している警察官の人間がいて出所したらそこに相談に行くと。ただ、向こうはやはり捕まえる仕事なので、いい言葉ではありませんけれども、そんなに心を割って、「それだったら心療内科とか、そういう方向のカウンセリングの専門の人のところに行ったほうがいいんじゃないのか。君が一生懸命やっている誠実な人間なのは分かるけど」と。それで、「まだ自分がものすごく粘着体質なので、そっちの方向に行ってしまうような雰囲気がある」ということを警察官に相談したらしいのですけれども、案の定、別の件か何かで送検されてまた戻ってきて、今は私の面接を受けている形なのですけれども。

ただ、良かったなと思ったのは、そのときにも私なりに誠実に接したので、「君はいい目をしているからな」と。うそではなくてですね。それでたまたまそういう執着が抜けないけどというような話をしている、今度戻ってきたときには、「本当はこれは訴訟を起こしてもいい話なんだけど、あの件から何年も経って、怒りとかよりも、何かこれを元に法律のことに関心を持った」と。それで、「そっちの方向に行ってもいいのかなと思っているんですよ」と。恐らく背中を押してほしかったのだらうと思うのですよね。

ですから、私なりのお答えですけれども、精いっぱい施設の中で相談を受けて一生懸命やるけれども、ここから先は自分なんだと。だけど、そこにやはり種を植え付けて「できるから頑張れ」というふうな形で切るのが、しかるべきなのかなと私自身は思っています。

何か御意見のある方がいらしたら。

○室井委員（府中刑務所）

府中刑務所の室井ですけれども、私は今年の6月まで当連盟の理事長をしていたものです

から、事故関係、そういうことも耳に入ってくる場合があります。新潟の先生のお話は、とても「大丈夫かな」と思いながら聞いていたのですけれども、私が思うに、やはり過去の事例を考えますと、一線を引かないといけない。私たちと被收容者との関係については、やはり一線を引かなければいけない。たとえどんなに響き合う関係になったとしても、引かないといけません。と思っています。

かつて、事件事例としまして、やはり信頼関係が深まっていくと親しくなるわけですよ。そうすると個人情報をつい教えてしまって、「出所して困ったら来なさい」と言ったら、実際に行ってそこで関係を深めていく。懇親を深めるだけならいいのだけれども、そのうち「先生、すみませんけど、お金を貸してくれませんか。困っちゃったんです」と。「一度でいいから」ということでお金を貸すような関係になってしまう。それが深まっていくと、それが2回目、3回目といくわけですよ。それで済むならいいのだけれども、そのうち、やはり良くない関係に発展していく可能性が非常に強いものですから、これは先生方をお願いなのですが、そこはどんなに親しくなったとしても、信頼関係が深まったとしても一線を引いていただきたいと思っています。

少年施設の先生方は特に、やはり深い信頼関係に入っていくとは思うのですけれども、特に教誨師をされている方は、御自分のところが分かってしまうことが多いのですよね。そんなふうになっています。くれぐれも。

○司会進行 阿部理事

ありがとうございます。

まさしく、こういう全体会で、いろいろ悩みを抱えていて、こういうときにどうしたらいいのかと考えていることは多いと思うのですよね。そうした面では、今のような御意見は非常に有効だと思います。

あと、もう1点付け加えますと、カウンセリングとかでも、だらだらと時間を超えてやるのはよくないというのが原則になっているようなのです。1時間なら1時間でぴしっと切るとするのがものすごく一丁目一番地というか、そんなこともありますので、参考にさせていただけたらと思います。

今のような感じで、別にこれはシナリオのない授業ですので、意見がありましたらどんどん挙手いただければと思います。

続けます。28番です。駿府学園の——さっきはいなかったのか。才門委員はいらっしゃらないのですよね。——あっ、いたのですね。「面接では、味方がいるとじてもらうこと」というポイントを指摘されているのですけれども、これをもう少し詳しくお話を伺いたいと思います。

○才門委員（駿府学園）

駿府学園で篤志面接委員をさせてもらっている才門辰史といいます。よろしくお願いま

す。

「味方がいると感じてもらふことを大切にしている」というのは、自分が少年院出院者で、当時自分が少年院に入っていたときに、やはり事件を起こして少年院送致されるのですけれども、そのことに既に納得していないし、周りが敵だらけというふうに思っていたのですね。法務教官の先生もいろいろ関わってくれるけれども、期間を延ばされるだとか、そういう部分があるので、当たり前ですけれども、なかなか本音を言える相手というのが少年院の中ではないくて。それで、篤志面接委員の先生方は1対1で、法務教官の先生も施設の関係者の方もいない中で話せるという機会はものすごく貴重だと思っていて、なので自分は「この場では何を話してもいいんだよ」という感じで伝えさせてもらって、本当に本音を出せる場として大切にしていることを心がけております。

○司会進行 阿部理事

なるほど。貴重な意見をありがとうございます。

1つ才門委員に質問なのですけれども、最初は何の人間も信用しなかったと。みんな敵だと思っていらして、心を許すようになった何か記憶に残る機会みたいなものがあったのでしょうか。

○才門委員（駿府学園）

僕は、やり直したのは、少年院の中で気持ちが変わったりはするのですけれども、更生とか立ち直りというのは出院してからになると思っていて、自分の場合は「仕事を手伝ってくれへんか」と声をかけてくれた雇主の人がいて、人から必要とされたということが本当に生まれて初めての感覚で、それがすごくうれしくて、仕事が初めて続いたということがあったので、そういう出会いでそうやって必要とされることから相手を信頼していくということができました。

○司会進行 阿部理事

逆に、自分からではなく相手から信用してもらったということですよ。

○才門委員（駿府学園）

そうですね。

○司会進行 阿部理事

なるほど。大変参考になりました。ありがとうございます。

その流れで、沖縄刑務所の安田委員、64番、どちらでしょう。やはり同じ方向性の、「社会に対する信頼感を醸成し、社会とのつながりを再認識させる」と言っていられっしやいますけれども、もう少し詳しく伺えますでしょうか。

○安田委員（沖縄刑務所）

私の担当は釈放前指導ということで、月2回程度、個別面接はあまりないのですけれども、ほとんど集団処遇という形で1時間のコマを担当させていただいております。

私が書いたテーマの中には、「居場所」と「出番」と「信頼できる人」、この3つを釈放後にぜひそろえてほしいと。特に仮釈放者にとっては、最初の「居場所」と「出番」については大体確保されている人が大半です。しかしながら、3番目の「信頼できる人」、社会内で信頼できる人は何名いるかと挙手させることがあるのですが、1人とか。1人でもいるほうはいいのですけれども、全く手を挙げない被収容者もおります。そういうことで、仮釈放期間というのは彼らの人生の中の長さからいうと非常に短い期間です。ですから、仮釈放後、無事に刑期終了日を迎えるのは当然のこととして、その後の長い長い人生を、ぜひ信頼できる人を見つけてほしい。もちろん、彼らにとって、社会に対する信頼感とか自己肯定感という面でいろいろな問題を抱えている被収容者はいっぱいおりますので、どうしてもアウトリーチという、こちらのほうから働きかけていく、そのためには、更生保護関係者の中にもいっぱいそういった関係者がいるので、「ぜひ困ったときには声かけをしてほしい」と。声をかけることの大切さを伝えるようにしております。以上です。

○司会進行 阿部理事

なるほど。ありがとうございます。

これは非常に重要なテーマで、施設にいる間は、例えば篤志面接委員がサポートしてあげたり、ほかのカウンセリングの方がいらしたりしますけれども、外に出た瞬間に、言ってみたら自転車の補助輪が外れてしまうという状況になってしまうと思うのですよね。

それで、もう一歩ちょっと深く踏み込んで質問があるのですが、では実際にどうやって信頼できる人間を具体的に見つけていったらよいと思われますか。

○安田委員（沖縄刑務所）

自宅に帰る対象者については、仮釈放期間中は保護司がつきますので、引受人とも一緒にいろいろと相談できる体制ができていると思うのですが、更生保護施設や自立準備ホーム、それから自助グループなどに帰住する被収容者は、いずれそこから退去しないといけない。そうしますと、次の安住できるといいますか、安定して生活できる場所、あるいは仕事、それから最後の大切な信頼できる人をどう確保するか。これが非常に大切なことで、現在、更生保護施設などについては、退所後も、もちろん本人の希望なのですけれども、職員がアパートに出向いて定期的に彼らの相談に乗っている。アウトリーチという形も取っておりますので、そういう体制がもうちょっとやはり、更生保護だけではなくて、いろいろな福祉機関・団体を巻き込んだ体制ができてくれればいいのかなと、そんなふうに思います。

○司会進行 阿部理事

なるほど。ありがとうございます。

その流れで、65番、福岡拘置所の星加委員、どちらでしょう。やはり委員が、「信頼できる人を作ってほしいと伝え、一人一人に話せる環境を聞き」と。具体的にどうした働きかけをして、社会に出た際にはどんなアドバイスをしていращやるのでしょうか。

○星加委員（福岡拘置所）

私が今、福岡のほうで更生保護施設「福岡弥生寮」という男性施設の施設長をしております。その中で私は、寝泊まりも彼らと一緒にしております。見学等に来られる方たちからも「怖いと思われたことはないですか」と聞かれることがあるのですが、1回も怖いと思ったことがなくて、更生保護施設では少年枠も持っていますし、成人、薬物、高齢者、全て、20人定員に幅広くしておりますけれども、やはりここで仕事をしていきますと、孤独、やはり窃盗する人でも「奥さんに言うことができなかつた。もうちょっとお金がほしかった」とかいうことをよく聞いていたので、篤志面接委員になりたいと思ってさせていただいた中で、「相談する方がいなかったの?」「今度は一番相談しないといけなかつた方はどなた?」とかいう話で、「かあちゃんやな」とか「息子やな」とか、裏切ってはいけない人を裏切ったということを認識させることと同時に、その方の信頼を仮釈のときにその方が受けてくれる。「じゃあ、もう信頼は裏切っちゃいけんよね」と。全部いろいろなことを、小さいことでも、お金をパチンコで、すってしまった兄ちゃんとか、母ちゃんとか、「言えるようになるといいね」とか、そういうことを話したり、更生保護施設ですので、引受人がいない方たちがいらっしやったら、私たち職員が全部、彼らの悩みを聞いたり、「こんなことで寂しかった」ということを聞きながら、更生保護施設もちょっと変わってきているので、本当に沖縄の安田先生が今言われたように、アウトリーチで仮釈が終わってからも2年間、国の支援で見守るということも始めておりますので、生きづらい人たち、おじいちゃん方たちは、年金をもらったり、生活保護のお金が出たらすぐ違うところに行ってしまうので、それを私たち民間人や保護司が見守って、お金の使い方だったりとか、身寄りのない方たちを一人一人拾っていけたらいいかなと思っているので、とにかく私は個人的に、信頼関係ができるように目線に立って膝を突き合わせて「何したと? どうしたと?」というのを心がけています。以上です。

○司会進行 阿部理事

ありがとうございます。

今の委員のお話の中で、逆に、実際に入所してきたときに振り返ってみて「誰か相談できる人間はいなかったのか」というふうに質問してみるということとは非常に有効なことなのかなと。恐らくそこに照れとか何か言えないような事情があつて聞けなかつたのかも分かりませぬけれども、思い当たる節がある人間もかなりいるのではないかと思うのですよね。1つの大きなヒントになると思います。ありがとうございます。

この調子で続けていきますので、意見のある方は随時手を挙げていただければいつでも——ありがとうございます。どうぞ。

○大川委員（奈良少年院）

奈良少年院の大川です。阿部先生、御苦労さまです。

先ほどの28番の駿府学園の才門さん。僕、あなたの書いている内容を見て感動しました。まさに我々は、矯正と保護の連携とか「社会とのつながりを求めて」というのが一番大きなテーマになっていますよね。今回の研修会のテーマもそうなのですよ。だから僕は、矯正段階でさいならするというのが、我々の最終目的はやはり犯罪者を更生させて健全な社会の一員として送り出すという、それが一番の目的ですよ。だから、そこには僕はもう矯正も保護もないと。やることは一緒だと。そういうふうに思っています。

だから才門さんは、味方がいると感じてもらうことを大切にする。それはやはり「自分が君たちの味方なんだよ。出てからでも、もし相談があったら相談に来たらいいよ」という言葉が言えるような制度に持っていかなければ駄目だと思うのですよね。中には、出院とか出所した段階で、もう全て切れてしまって、あの人とかあの子がどうなったか、ずっと気になっているという先生も結構おるわけです。

僕は、一般的かは分かりませんが、出て信頼を裏返しにちょっと捉えて、例えばお金を貸してくれとか、今はそういう人はあまりいないと思うのですよ。やはりこちらが指導の上で、彼を信頼してやって、「社会の中にはこういう人もいるんだよ。君たちが頼ってもいい人がいっぱいいるんだよ」という言葉を投げかけたらね。だから僕は、奈良少年院を今担当していますけれども、「もし君が出てからでも、電話をかけたら僕はいくらでも相談に乗るよ」とか、僕は研究会をやっています、今月もやるのですけれども、「それに出てください」とか言うたら、ぜひ出させてもらおうと。

やはり最終的には我々はそこまでいかなければ、社会とのつながりによって犯罪者を更生させるという目的を達することができないのではないかと思います。だから僕はそれがお互いの信頼だと思うのですよね。やはり犯罪を起こした人でも、信頼してやったら絶対に喜ぶますよ。「この先生がこういうことを言ってくれるんだったら、もうちょっと更生の道を歩まなあかん。この先生の信頼に応えなあかん」という気持ちになると思います。

だから、我々社会とのつながりというのは、事件を起こした人、非行を起こした人たちをまず信頼して社会に送り出すということが一番大事だと思います。それを僕は強く希望したいところです。

○司会進行 阿部理事

ありがとうございます。確かに気持ちの面では、その情熱自体が私たちの活動の原点になっているのだらうと思います。恐らく多くの出所していく人たちは、素直な気持ちで出て行くと思うと。恐らく犯罪がどこまで進んでしまっているのかということにも影響するのか

などと思いますけれども。

今挙手された方、どうぞ。

○前田委員（松山刑務所）

失礼いたします。松山刑務所の前田と申します。

今、才門さんの話が出て、私が後ろで手を挙げようかな、どうしようかなと思っていたところなのですけれども。

実は私も一期一会で釈放前教育をしております。1時間の時間があるのですけれども、半分は私が話して、あと半分は、大体10人ぐらいおりますので、ちょっとずつ時間を割り振って聞いていきます。そのときにどうしても更生したいと思って、「つまずきそうになったら、愛知県の『再非行防止サポートセンター愛知』に行つてね。あそこには、高坂さんといって、元少年院にいた人がいるよ。更生しても立派に社会でやっているから」と。それで「セカンドチャンスの才門さんもいる」と。「長野にいるよ」ということを私は言っております。なので、いつも、ちょっと才門さんの新聞はないのですけれども、高坂さんの新聞はもう10年ぐらい前に朝日新聞の『be』というところに大きく出まして、私はぼろぼろになるくらいそれをいつも刑務所に持って行って、「どうしても再犯しそうになったら、そこに行って相談して。そこは絶対に大丈夫だから」と。なぜ大丈夫かといつたら、自分たちがはっきり言って犯罪をしているから、その人の気持ちがとてもよく分かると思う。私も一生懸命寄り添ってあげるけれども、本当に一期一会だし、「その先、あなた方と会えないんだからね。困ったときには、『松山から』と言つたら高坂さんは前田を分かつてくれるから、そのまま行つていいよ」というふうに私は一生懸命言っています。

最初はやはり10人ぐらいいて、暗い顔をして私を見ているのですね。どこのおばさんが来たのかという感じで見ていますけれども、その1時間の間に、ふっとみんな明るくなるのです。刑務官の人がついてきていますので、「先生、済んだときには違いますね」と言ってくれるのですね。私はそれぐらいしかできないと思うのです。私の仕事としてですよ。だから、「外に出たとき、本当に困ったときは、頑張つて更生している人がいっぱいいるんだから、そういう人のところを訪ねてみて」と言うようにしています。だから、やはり信頼できる人を探さないといけない。保護観察がついていますから、どのぐらいついているかはその人によって違いますので、1か月の人もいれば、もっと長い人もいますので、それが済んだ後、本当に困ったときには、「立派に社会で働いている人がいっぱいいるからね」というふうには言っています。「その代わり、やっぱり社会の風当たりは強いよ。そのことを覚悟してね」というふうに言っております。

以上です。失礼しました。

○司会進行 阿部理事

ありがとうございます。

どうぞ。

○小崎委員（加古川刑務所）

加古川刑務所の小崎佳奈子と申します。

私は小学校の教師を40年やった後、自分から進んで法務省にはがきを出して、法務省から電話があって、篤志面接委員という肩書きをいただきました。

今、私は篤志面接委員ですけれども、それよりも国語の授業をしております。そして、まず言葉の大切さを教えて、その後で、ちょっと作文を書いたのですね。そのときに、女の人ばかりですが、3人とも「自分は母親ですから、私の大切な人は子供です。訳は、私が命がけで産んだからです」と書いてあって、「そうですか、子供が一番大事ですか」ということで、この間も「その子供は、あなたが一番好きなのよね」と。「お母さんが一番好きなのよ」という話をして、ちょうど私は詩吟を習っておりまして、「十億の人に十億の母あるも、わが母にまさる母あらめやも」というのがあって、それを詩吟で聴かせましたら、皆さんシーンとして聞いてくれました。

それで、「皆さん、ここを出たら、あなたたちの一番大事な財産である子供があなた方を慕うように生活してください。『こんな母親じゃ嫌だ』と言われないような、『お母さん、お母さん、大事なお母さん』と言われるようなお母さんになって出てくださいね。私たちはあなたたちが大好きですけど、二度とここには来らんじゃないのよ」という話を。私は小学校の教師ですから、子供と別れるときに「また来てね」「また姿を見せてね」というのが別れ際の言葉でしたが、刑務所では「また来てください」は言えませんでしょう。「もう二度と来らんじゃないのよ」と。そして、一人一人が大事な国民なんだということを教えます。「あなたたち一人一人が大事な人なんですよ」ということを教えて、「日本の国を支えてね」ということを言います。

ですから、誰かに相談するとか、そういうこともあるのだけれども、非常に重要な人なんだということを悟っていただいて、子供にとっては一人だけのお母さんだし、日本の国にとっては大切な一人なんだということを何度か言って、「私たちは大切な人なんだから、罪を犯したらいけないな」と思ってくれるのではないかという希望的観測ですけれどもね。そんなふうにして受刑者とは別れております。

それで、刑務所の方から「特別な受刑者と親しくなったらいけない」というふうに私は教育されておりますので、どんな人でも同じだけれども、この人は好きだと思える人も何回か会いましたけれども、いくら気に入った人であっても刑務所外で会うことはできないのではないかなという心がけで毎日を過ごしております。

○司会進行 阿部理事

ありがとうございます。その施設の中で精いっぱい頑張るという話ですよ。

松田委員、どうぞ。

○松田委員（岡山刑務所）

出所後の関わり方についての件なのですけれども、一例を申し上げますけれども、榛名女子学園から出た女の子ですが、その子が出て、電話番号が分からないから、私は今もう77歳ですからもう辞めましたけれども、当時は保護司をしていて、保護観察所に「松田さんの住所とか電話番号を教えてください」ということでその子がかけてきたらしいです。僕も何回も面接していましたから、その女の子はよく知っているのですけれども。今は大阪で頑張っていますけれども。

もう一人は、府中から出た8年ぐらい入っていた人ですけれども、30回ぐらい面接しましたけれども、その人もやはり同じように保護観察所に電話して「松田さんの住所とか電話番号を教えてください」ということで、その府中から出た人は、「いいですか」と言って、僕も「いいです」と言って連絡を取ったのです。

同じ観察所ですよ。榛名から出た女の子は「それは駄目です」と。統一していないのです。僕は、それはまずいのではないかなという官のお話なのですけれども。これが何の参考になるかは分かりませんが、一言言っておきます。

○司会進行 阿部理事

ありがとうございます。これはなかなか、今日は施設長の方も見えていらっしゃいますけれども、その施設施設によって一律なことは言えないのかも分かりませんが、私たち篤面が、もしこういう連絡があったら「私は受けますよ」とか、そういう個人的なレベルのことしか今は無理なのではないかなという、個人的な直感ですけれども。

ありがとうございます。大変いろいろな意見が聞けてよかったですと思います。

続けますね。どうぞ。

○柚原委員（笠松刑務所）

岐阜・笠松刑務所の柚原真紀と申します。まだ駆け出しで、2年目なので、今日は先輩方の御意見が聞けると思って楽しみに新幹線に乗ってまいりました。ありがとうございます。

精神的煩悶をさせていただいているのですけれども、笠松刑務所は女子刑務所で、結構重たい人から、特に薬物なんかがとても多いのですけれども、相談が、いじめであったり、外へ出てからの不安であったりという相談が多いのですけれども、その中で、例えばいじめだったら、ちょっと担当の刑務官の方にお伝えしたいとか、あと外に出てからのことだったら保護司の方にお伝えしたいとかいうのがあっても、何となく2年やってきた中で、お話しはその方として「うん、頑張ってみるね」「頑張って」で終わるのですけれども、その後どうなったかなということとか、また殴られていないかなという心配をするのです。なので、何かちょっと刑務官の方にお伝えするとか、こういう悩みがあるとか、けんかになっているみたいですか、あとさっきもちょっと出たのですけれども、障害者まではいかないのだけれども、ちょっとグレーの方だなというときに、そういう勉強もさせてもらっていたので、そ

ういうところも気をつけて見てあげてほしいなというのをお伝えできないのがとても残念で、そういう連携が取れると、もう少し中に入って見える方に寄り添ってあげられるのかなというふうに思って、今日はここへ来たときに連携が取れたらいいなというのをすごく思っていたので、それはできるのでしょうか、できないのでしょうか。先輩方にちょっとお聞きしたいなと思ひまして。お願いします。

○司会進行 阿部理事

ありがとうございます。まさに「社会とのつながり」というサブタイトルを大きくうたっていますので、まさにそれは1つのピンポイントの、どうやってシームレスに途切れることなく施設内と1つの社会をつないでいくかということで、大変意味のある意見だと思います。何かこのことに関して意見がある方は。お名前と施設を。

○山本委員（長崎刑務所）

話そうかな、どうかなと思っはいたのですが、大変難しい話が出ておりますね。私は長崎刑務所の山本と申します。本業は歌手でございます。講座は歌謡講座をしております。

私が当然、篤志面接委員である以上は、何を受け持とうと、何かを教えなければいけない。だけれども、教えるためには教えることを一切しません。私は自分の悔やんだこと、つまらなかつたこと、反省していること、こういった話、そして亡くなつた父、母、そういった話をして、そのときに自分がどう思つたか。それまで親孝行をしなかつたのです。できなかつたのではなくて、しなかつたのです。しなかつた話。悔やんでいます。今でも悔やんでいます。今朝も仏様にお参りしてきました。「父ちゃん、母ちゃん、ごめんなさい」と。そういった話をして、受刑者の方たちの心を動かそうと私は思っています。教えても、恐らく彼らは内心、劣等感を持っていると思います。劣等感を持っている人に立派なことを教えても、必ず反発心があると思います。ですから、私は一切そういうことを話さないで、彼らが涙を流すような、心を動かすような、我が両親を思い出し、子供を思い出し、恋人を思い出し、そういった者たちをそこで思い浮かべさせて、そして「こうしていかなきゃいけなかつた」と。教えて反省させるのではなくて、教えるのは小学生まででいいと思います。大人には、教えることではなくて、自分も同じ目線になって、仲間になってはいけませんよ、仲間になってはいけないけれども、同じ目線になって私は話をします。「あまり、あなた達と私は大違ひしないんだ」と。ですから、私は自分の失敗談、そういった人生の今までの後悔話をいたします。

そして、船村 徹先生が作った『のぞみ（希望）』という歌があります。「ここから出たら、母に会いたい。おんなじ部屋で、ねむってみたい。そしてそして、泣くだけ泣いて、ごめんねと、おもいきりすがってみたい」。2番、「ここから出たら、旅に行きたい。坊やをつれて、汽車にのりたい。そしてそして、静かな宿で、ごめんねと、おもいきり抱いてやりたい」。3番、「ここから出たら、強くなりたい。希望（のぞみ）を持って、耐えて行きたい。そしてそ

して、命のかぎり、美しく、もう一度生きて行きたい」。

話をした後には私は必ずこの歌を歌います。そして、この1番から3番までの歌詞は船村 徹先生が作られたのですけれども、本当によく受刑者の気持ちをまとめたすばらしい歌詞だと思います。必ず歌います。

私が今言いたかったのは、非常にこの問題は難しいです。いろいろ議論しても、何十年たってもなかなか収束を迎えないと思います。でも、迎えるようにしなければいけないと思いますけれども、私の個人的に一番大事に思っていることは、彼らの心を揺らすことです。彼らに涙を流させることです。

そして、必ず歌謡慰問をやります。もちろん高松にも行きましたよ。麓刑務所にも行きました。それから西条刑務所にも行きました。山口にも広島にも、たくさん行きました。長崎は毎年です。そして、そこで歌謡慰問をするときに、ただ歌って喜ばせて慰安の時間を与えるだけではなくて、その中で私は、自ら後悔をさせ、反省をするようなことを考えて、歌って話をしております。

私のレベルでは何も教えることはできません。ですから、自分の失敗談、後悔談、そういった話をして、彼らに何かを与えられればと思っております。

私、全然有名人ではありませんよ。でも、私は芸名がちょっと違いますので、ここには本名しか書いてありませんので、検索したら出てくると思いますが、一応そういったことで、大変失礼いたしました。ありがとうございました。

○司会進行 阿部理事

ありがとうございます。

いろいろなポジションの方がいろいろなバックグラウンドを持って、お一人お一人が情熱を持ってやられているということが我々の活動の一番のエンジンなのだろうと思います。

今日の午後の研修会の始まりのときに申しましたけれども、今、特に施設長の方は大変な思いをされていると思いますけれども、法務省が陣頭指揮を取って、大きくこの矯正の方向性が変わろうとしている時期だということは間違いないと思うのですよね。

私なんかも面接をしていて、つい2週間ぐらい前に、被収容者のいつも面接している人間が、「先生、そのうち工場で働かなくてもよくなるんですかね」とかね。彼らなりに何かが変わるという方向性を感じていて、それと同じようなことを我々面接委員も感じているところで。この正味の話ですよ。だんだん我々の影が薄くなっていく中で、これはもっと先にこの法務省のプログラムが進んでいって、だんだん我々は消えていくのではないかと、そんなことを思っている人も少なくないのだろうと思うのですよね。

ですけれども、今日の話をもつて私自身が思ったのは、先日、何かの会合のときに法務省の企画の方が来て、ものすごく緻密なカリキュラムを発表されていて、本当によくできているなど。ただ、正直、我々が日々相手にしている少年なり被収容者の人たちは、社会から漏れてしまった人たちなので、なかなかどこぞの有名高校のプログラムみたいなものに

上手く乗れるのかというようなギャップをちょっと感じました。

今日ずっと考えていたのですけれども、恐らく我々篤志面接委員がこの大きな局面の中でできることは、今歌手の先生が言われたのも、皆さんほかの多くの方も言われたと思いますけれども、我々は制服を着ていないので時間の制限もないし、被收容者の方が心をものすごく許しやすいポジションにはいるのだらうと。あめとむちで言ったら、あめの役割ができるのだらうと思うのですよね。その中で恐らく、人間はそんな10も20もいろいろなことがひらめくのではなくて、本当に1つだけ、「俺、ちょっと真面目になってみようかな」とどこかで思う、ガス湯沸かし器の種火がついてくれればそれでいいのではないかと。恐らくその役割というのは、なかなか緻密な忙しいカリキュラムの中で制服を着ている方々にはできないのだらうと思うのですよね。ですから、あえて進んだカリキュラムがある中で、そこに辿り着いて自ら勉強したいというモチベーションを育てるのかという、言ってみたら法務省のカリキュラムが逃している心のサポートの部分が、ぜひとも、これからより一層必要となってくるのではないかと。

もうそろそろ時間なので1つだけ裏話ですけれども、今日の日を迎えるに当たって、できるだけ意見交換を活性化させたいということで、新しく着任された松田理事長が非常に夜遅くまで資料を丁寧に読んで、こういう点を特にピックアップしてというようなことを私にアドバイスしてくれたのですね。

その松田新理事長から皆様に御挨拶がありますので、お聞きください。理事長、よろしくお願ひします。

○松田理事長

今御紹介いただきました理事長の松田です。少しお時間をいただいて皆様にお話しできることを大変うれしく思っております。

今年お寄せいただいた御意見は本当に素晴らしい御意見がいっぱいあって、400字でお願いしたにもかかわらず、とてもいいお話がありました。何よりも私が素晴らしいと思ったのは、皆様の言葉で書かれている一言一言が、多分こういうふうには被收容者に話しておられるのだらうな、こういうふうには接しておられるんだというのが生き生きと分かって、要約しないで全部をつけてしまいたかったのですが、ちょっと印刷するお金もないので要約させていただきました。

それで、お手元にレジユメを用意しましたので、御覧になりながらお聞きください。少し話します。何回練習しても9分ぐらひはかかるので、すみませんが、ちょっと聞いてください。

皆様の御意見を拝読して、ここが大事だ、ここはぜひ皆さんと共有したいなと思うポイントを3つまとめました。

まずその前に、大会のテーマとかサブテーマはレジユメの1に書いたとおりです。こうしたテーマが設けられた背景というのは、何度も説明がありましたけれども、最近の再犯防止

施策と、それから矯正施設の処遇体制にあるように私は考えております。再犯防止が社会の課題になっていることは御存じのとおりで、矯正施設でも、今日の基調講演にありましたように、再犯防止に向けて様々な教育指導プログラムと覚え切れないほどの社会復帰支援策が用意されております。また、刑務官や法務教官だけではなくて、社会福祉士や心理学などの様々な専門家の方が矯正施設で指導や支援に当たられるようになっていきます。

こうした全体の枠組みの中で、阿部理事も今申しましたけれども、では私たち篤面の活動の意義はどこにあるのか。独自性はどこなのか。特に社会とのつながり、施設と社会の架け橋として活躍してきたという私たちにとって、社会とのつながりとは何なんだと。そのあたりが今回の意見交換の問題意識ではなかったかと思えます。

皆様の御意見を拝読して大切だと思ったポイントを3点、私なりに整理しました。

まず【ポイント1】のあたりですが、基本的なことですけれども、私たちの篤面活動は被収容者の人の改善更生と社会復帰を願った活動であります。そんなことは知っているというふうに言われると思うのですが、何でわざわざそんなことを言うかということ、【ポイント1】に書きましたが、「篤面活動は、やがては社会生活を送ることになる被収容者の力になることを願って行われる活動」だと。何でそう言うか。再犯しないこと、再犯防止というのが社会課題になっているということは私も皆様もよく御存じのところ、篤面活動も当然この再犯防止のためという側面もあるのですけれども、皆様の御意見を拝読していますと、私たちの篤面活動の視野はもう少し広いのではないかと感じました。早い話が、再犯しないだけだったら、出てから、家でじっとしていてももしなければいいわけです。でも、私たちが被収容者の人に願っていることというのは、そういう姿ではないと思います。再犯しないというだけではなくて、地域社会の一員として生活していくことを私たちは視野に入れて、一人のひととしてのその人の全体の回復を願っていると思いました。これが1つです。

次に、実際の活動についてですけれども、そこに①・②・③と書きましたが、大きく言って3つの領域があったように思います。

1つ目は「出所出院後の社会生活に向けた、具体的な相談に応じる活動」。就労とか法律関係の相談などがこれに該当する。

2つ目は「社会生活に必要と考える力、スキル、体験を身に付けるよう支援する活動」で、これは先生方の数だけ多彩な活動があるのですけれども、いただいた御意見では、コミュニケーション力とか相談する勇気、自分の考えや感情を言語化することについてなどの御意見がありました。さらに、私が大変感銘を受けたというか、いいなと思ったのは、趣味や余暇の指導について書いてくださった御意見です。これは、去年はあまりなかったのですが、今年は随分ありまして、これが何で私はいいなと思ったかということ、犯罪や非行に至った人に対して矯正教育プログラムのようにその問題点に焦点を当てて、「してはいけないこと」の指導として、よく「これはしちゃいけません」「何でそういうことをしてしまいますか」みたいな、してはいけないことを指導するというのはいっぱいあるのですけれども、趣味や余暇の指導のような、「してみたらいいこと」というのを身を持って体験させる。それがすぐ何に結

び付くのだということと言われるとちょっと困るのですが、そういう話ではなくて、これが多分出所後の生活で、その人にとって余暇の時間の過ごし方とか、あるいは覚えた趣味を通して、もしかしたら人とつながれるかもしれない。あるいは心が迷ったときに、そのときのことを思い出して心が静かになるかもしれない。何かそうした人間性を豊かにして有形・無形の影響を与えるような、「してみたらよいこと」を教える、体験する機会を提供するというのもすごく大事なことで、篤面らしい活動ではないかなと思いました。

③は「被收容者の抱える生きづらさ、困難、不満や不安などの心情に寄り添い、その軽減を図る活動」で、精神的煩悶などの個別面接がこれに当たるのですが、これは今申し上げた①・②とニュアンスが違いますよね。どこが社会とつながっているのだろうと思われるかもしれませんが、でも、出所出院後の社会生活は、施設での生活から既に始まっているわけです。まずそこで立ち上がって、社会生活につながる道筋の第一歩を踏み出してくれないことには社会復帰というのはないわけで、その意味でこの③の活動というのは、被收容者の人が社会とのつながりに向けた「始めの一步」を踏み出すための働きかけではないか。なかなか分かってはいるけど踏み出せない、あるいは、分かっているんだけど、あれが気になる、これが気になると。いろいろな事情があってなかなか立ち上がって一歩が踏み出せない人に、そこをうまく地ならしして、動機付けていくといった、そういう働きではないかなと思いました。その意味では①・②も基本的には機能としては同じだと。

この①～③の違いは何かというと、始めの一步までの距離が遠いか近いかだと思います。多分、③が必要な対象者というのが一番「始めの一步」が踏み出せなくて困っている人ではないかなと。いずれにしても、これらは始めの一步を踏み出すための力添えをしている活動ではないかというのが2つ目のポイントです。篤面活動は社会につながる道筋の「始めの一步」を踏み出すための力添えだというふうに私は理解しました。

皆様にはよくお分かりいただけると思うのですが、被收容者の人は一人の人間ですから、毎日様々な感情や気持ちとか、事情などを抱えて生きているわけです。しなければいけないと分かっているけど、目の前のプログラムとか、支援先にどうしても気持ちが動かなくて立ち止まってしまったり、ほかのほうに気持ちが動いてしまうことがあると思います。いくら優れたプログラムでも、そこに気が向かない人にとっては意味がありません。それから、福祉というのは、基本的に本人の希望があって動き出す仕組みなので、その気にならない人にとっては絵に描いた餅になってしまいます。だけど、目の前のプログラムとか支援策に気持ちが向かない理由とか気持ちが向かない程度というのは、人それぞれ全然違います。私は矯正職員だったので、その経験から申し上げて、どうしても矯正施設は一定数の集団処遇がベースなのです。もちろん個別に対応することも大事なのですが、実際の処遇になると、問題性の似たような人を集めて、一定の数を確保した集団処遇がベースになっていますので、そうした施設ではなかなか個別的な対応というのは十分にはできかねるだろうと。

こうした被收容者の人が抱えている心配事とか疑問、不安や不満をなるべく軽減させて、

自分が進まなければいけない、あるいは進みたいという方向をつかませて、その上で用意されているいろいろな教育プログラムとか社会復帰支援の仕組みに向けて動機付けをしていくというのは、ある意味、言ってみれば隙間領域の仕事ではあるのですが、篤面独自の活動ではないかと思います。被收容者の人が立ち直りに向けた道筋の「始めの一步」を踏み出させる力添え、動機付けというのをすることだと思います。

今日もお話がありましたけれども、多分今後も、刑事施設も少年施設も、さらに多様な教育指導プログラムとか社会復帰支援を用意すると思います。社会復帰の当事者は被收容者ですから、その人がそれを自分のために活用しようという気になるように動機付ける。この力添えについて、先ほど吉野管理官の最後のほうのお話にもありましたけれども、これはますます必要になってくると思います。

私としては、①・②の領域は言うに及ばず、特に刑事施設において③の面接の実施に今後とも皆さんと力を入れていけたらなと思っています。

3つ目ですけれども、篤面活動の基本的なスタンスについても本当に貴重な御意見をいただきました。今回、まず1つは、「傾聴」を大切にしているという御意見が本当に多くありました。「傾聴の姿勢」には「答えは本人の中にある」というお考えがあるものと理解しました。その答えを本人が掘り当てて、つかみ取るまで、行ったり来たりのジグザグの道を一緒に付き合うよということ、問題解決のために科学的に筋道立て効率的に学習していくという教育プログラムとは全く異なるもので、まさしく人でなければできないことでもあります。

それから、「種をまく作業」という言葉がありました。これは、篤面活動の意義と対象者自身の持つ力に対する信頼があると思いました。篤面というのは、対象者個々の人が再犯したかどうかということを知覚する立場にはありません。でも、そうした再犯したか・しないかとか、再犯率は何だといったような統計的なエビデンスとは別の場所で、人の立ち直る力を信じて、それをエネルギー源にして活動しているというのが篤面ではないかと思っております。

【ポイント3】です。篤面活動は、ある意味、あまり科学的ではないのですけれども、極めて人間的な活動で、そこにこそ意義があると思っています。

最後に、今回時間がなくて取り上げられなかったのですが、御意見の39番にある「多様な人材の導入の問題」、それから43番の「地域社会への働きかけの問題」、これらも本当に極めて重要な問題なので、これからぜひ検討していきたいと思っています。すみません、たくさんしゃべり過ぎました。

大変課題が多い篤面活動ですけれども、人としての全体的な回復を願って、立ち直りに向けて社会につながる道筋の第一歩を踏み出すように力添えをするというのは、私たち篤面ならではの活動だと思っております。お互い健康に気を付けて、また頑張ってもらいたいです。

本当に本日はありがとうございました。(拍手)

第37回全国篤志面接委員大会 意見要旨集

サブテーマ：「これからの社会とのつながりを求めて」に関して

- 注(1) 所属施設名は、その種類が分かるよう一部表記を変更してあります。
 (2) 「A」は個別指導、「B」は集団指導を表しています。
 (3) 活動内容が複数にわたる場合は、主なものを挙げてあります。

No.	氏名等	意見の要旨
1	札幌刑 森 晴美 A 個別面接	今後の面接活動において、高齢、就労困難、家族断絶等の課題を抱えている被收容者の社会復帰を支援する観点から、どのように指導すべきかご教示願いたい。
2	月形刑 大森 隆 B 釈放前指導	被收容者の円滑な社会復帰のために何をすべきかを常に意識しながら面接活動を行っている。居場所（住居）と出番（就労先）、社会資源の活用をもってしても、困ったときに一番頼りになるのは人とのつながりなのではないかと考え、被收容者が社会とのつながり、人とのつながりをより大切に考え、豊かな人生を手にすることができるよう支援していきたい。
3	月形刑 三好 国秀 B 囲碁指導	篤志面接委員は、被收容者の人生を豊かにするため、被收容者に対して指導を行っている。被收容者が社会復帰し、人対人の接触が少なくなり、心の距離が遠くなっている現代社会でより豊かな人生を送るためには、生身の人とのコミュニケーションを大切にし、相手の気持ちや意見に耳を傾けることを被收容者にも伝えていきたいと考えている。
4	函館少刑 原 一彰 B 釈放前指導	被收容者が今後社会との関係を構築していく上で、他人の気持ちや考えを理解しようと努めることの重要性について、「違う」ことを前提に、たとえ同意できなくても異なる価値観を受け止めてほしいこと、たとえ分かり合えなくても、分かり合いたい気持ちは通じ、人から見て信頼できる人、仲良くなりたい人と思ってもらえることなどを伝えている。
5	函館少刑 増井 直人 A 個別面接等 B 英会話指導	英会話指導では、自分の意見、心情等を的確に相手に伝えられるよう考えを頭の中でしっかりとまとめ、なるべく文章に書き起こすように指導している。個別面接では自分の感情や思い、意見を正直に話すことができる信頼できる人とのつながりを持つことを強く勧めている。社会で健全な生活を送るためには信頼できる人との強く深いつながりが必要だと考える。

No.	氏名等	意見の要旨
6	紫明女少 大沼 徳子 B 珠算指導	授業を通じて、少しずつでも取り組んでいくと出来るようになっていく過程と気持ちの変化、難しい問題にチャレンジしていく前向きな姿勢等、継続して努力する大切さを伝えている。それらが出院後の社会生活の中で、生きていく力のほんの一部分の支えにでも繋がっていけるように願い、指導にあたっている。
7	青森刑 櫻庭 雅子 A 個別面接 B 釈放前指導	拘禁刑の導入を控え、「対話」の意義をさらに深く知る必要がある。受刑者の円滑な社会復帰につながるよう、よく傾聴し、受刑者本人の立場に立ったものの感じ方ができるようになって、初めて本来求められている「対話」に近づく。今こそ委員の資質向上が必須である。
8	秋田刑 新野 建臣 B 改善指導	被収容者が、いずれ社会復帰したとき、自分の意見を活発に述べ、他の人の意見に耳を傾けることは大切なことで、指導している俳句でのやり取りがそれに生かされれば、社会とのつながりになると思う。
9	山形刑 深瀬 俊路 A 精神的煩悶 B 坐禅クラブ	面接時には「目の前に座る被収容者が自宅の隣で生活することになるかもしれない」との意識を持って臨むよう心掛けている。面接を求める受刑者の中には、入所前の人間関係や社会情勢が今も継続していると思い込んでいる者が多いので、社会復帰後にギャップに悩み再犯に至ることのないよう、世の中の「いま」を強く意識してもらえよう注力している。
10	福島刑 石井 祐美子 B 改善指導	小学校の学習内容を基本とした授業を行っている。対象者にはコミュニケーションに問題を抱えている者が多いと感じることから、社会の仕組みを改めて考えさせるとともに、コミュニケーションの楽しさを実感させるよう工夫している。そうすることで、出所後の生活に希望を持ち、周囲と信頼関係を築けるのではと考えている。
11	盛岡少刑 有住 実明 A 精神的煩悶 B 入所時/ 釈放前指導	被収容者が出所後社会とつながり改善更生するためには、過去に向き合い、自身の置かれた現実を理解することが解決の糸口になる。面接においては、傾聴を通して、自ら考え理解するための気付きのヒントを与えるよう心掛けている。
12	東北少 重川 たい子 A 精神的煩悶	少年の心持に寄り添う姿勢を基本スタンスにしている。再犯・再非行せず更生し、社会で人とつながるためには「人に相談する（コミュニケーション）力」を養う必要がある。篤志面接は実践的な活動であり、一人一人の個性を捉え、環境、習熟度、理解力に合わせた言葉遣いや面接の進め方を工夫している。

No.	氏名等	意見の要旨
13	水戸刑 埴 明浩 B 入所時／ 釈放前指導等	被収容者の社会とのつながりの強化には、就労の継続が大切で、就職の手続きやコミュニケーション能力を指導することが重要と考える。また、社会復帰には家族の存在が大切で、自分の父との関係性を語り、被収容者に家族関係を振り返るよう指導している。家族関係の修復が困難な人には、孤独感を募らせ再犯に至らぬよう働き掛けることも重要と考える。
14	前橋刑 加藤 宏子 A 個別面接等	釈放後の生活について相談を受けている。社会とのつながりは、まず定職に就くことが第一歩だと思うので、市町村役場の福祉課を始め、支援センターなどに情報収集したり相談するよう勧めている。近い将来、地域生活定着支援事業を行う民間団体が増え、1人でも多くの方が気軽に相談に行けることが望ましい。
15	横須賀刑支 土屋 南男 A 法律相談	法律相談においては、受刑者に真摯に回答しているが、これが改善更生に寄与していると言い切る自信がない。再犯率の低下には、受刑者の社会復帰を促すだけでなく、一般社会での偏見等をいかに防ぐか、特に高齢者が増え、社会を支える働き手が減少し続ける現状を鑑みると、緊迫の問題だと感じる。
16	新潟刑 薄田 泰元 B 教養趣味	趣味を伸ばす中にも受刑者に訴えかけることはあるはず。また、一般人の私たちに多く接することで、壁の内外の境界をより低いものを感じられるようにすることも大切である。「オレ、この教室の時間が一番楽しかった」と言われ、目頭が熱くなった。私たちが彼らを理解しなければならない社会の最前線にいる。
17	新潟刑 山岸 美恵子 B 釈放前／ 改善指導	社会生活でいかに健康に留意すべきかをテーマに話をしている。服役で身体は健康を取り戻しているのに、社会生活でいかに維持できるか。薬物事犯者については、依存症は病気であり改善は容易でない。どんな場面で薬物に手を出してしまうか、一緒に悩み苦しみ、各自の道を見出していければ、改善の一步の始まりかもしれないとの思いで接している。
18	川越少刑 樋口 照喜 A 精神的煩悶等 B 入所時指導	これからの社会とのつながりは「良好な人間関係の構築」に求められると考える。受刑者には人に対する不信感が根底にあると思われ、多種多様な考えのあることが理解できるよう、施設での共同生活で種々の考えを聞き、受け入れる体験を通して、「人は信用するに値する」と思えるようになってほしい。

No.	氏名等	意見の要旨
19	東京拘 若狭 佐和子 B 書道クラブ	出所後の日々の生活に追われる中で、何かの折に書道芸術に触れたり、半紙に向かって筆を動かす気持ちを持てるよう、指導時には褒める機会を多くし、書道クラブでの経験が少しでも心に余裕を持って、落ち着いて生活することを大切にすることにつながるというなあと思っている。
20	喜連川少 奥山 和子 A 個別面接	面接では不満や不安を受け入れ、入院生活で何かを掴み始めるまで寄り添う。成長変化の過程を少年と言語化して確認し、自尊感情を持てるよう願っている。自分をありのままに表して少年の質問や疑問に答え、「何でこんな僕に会いに来てくれるのか」と聞かれるときには、「社会に、君のこと気になっている大人がいるんだよ」と答えている。
21	喜連川少 船山 ヒサ A 家庭相談	社会復帰を支援する観点から、社会人としての心構えや、少年が希望する職種の現状、将来を見据えた人生設計の必要性、家族とのかかわりなどについて話している。面接に当たっては、子どもたちの繊細な心の葛藤を傷つけないように、飾らない心と一緒に考えるように心掛けている。
22	赤城少 齋木 喜良 A 個別面接	個別面接には、対象少年との信頼関係の構築が大切である。面接では、①在院生活が充実するよう助言、指導するため、悩み等を尋ね、解決に向けた話し合いをし、担任の先生にも相談するよう助言する。②出院後の社会生活での留意点について、特に生活設計の具体化や、しっかり挨拶ができること、時間・約束を守れることなどを指導している。
23	多摩少 木村 敦 A 個別面接	篤志面接委員は地域住民として、施設に社会の空気（良識、通念）を吹き込む人との自覚が大切である。面接では少年の語る言葉や話を傾聴することに努めている。突き詰めると、篤志面接は、対象者の心に種をまく作業であると思われる。まかれた種が社会復帰後に芽吹き、まっとうな人生を送る支えとなり得ると信じて、今後とも活動していきたい。
24	多摩少 深井 敏行 A 個別面接	面接では、少年たちの発達特性を鑑み、発した言葉は消えてしまうためホワイトボードに少年の発言を記している。1か月の生活を振り返るとともに、出院後の仕事の話必ず入れ、安定した生活をイメージし、夢を持てるような話を入れている。出院後の自分自身の生き方をより確実なものにしてほしいと願っている。

No.	氏名等	意見の要旨
25	東日本医・教七 黒田 晋也 B 歌唱指導	医療少年院で精神疾患を抱える少年少女たちとの交流は困難を極める。具体的な方策の前に、篤面の社会問題への見識を高める必要がある。様々な会議での色々な意見や体験談はとても貴重で、これを共有するとともに、組織の若返りの案も必要で、それによりもっと色々な価値観が投入され、活性化すると思う。
26	愛光女少 菅井 文子 B 生花指導	指導では、皆に平等にかつ丁寧に接するよう気を付けている。制限された時間の中で、諦めず粘り強く作品を完成させ達成感を持ってほしいと思い指導している。社会に戻って、行き詰ったり怒りの気持ちを抑えられなくなったときなど、目線を変え、道端やお花屋さんの店先のお花を見て、気持ちを静めるきっかけになってくれたらと思う。
27	駿府少 上藤 美紀代 A 個別面接	絵本を活用した指導で、いのちの尊さや思いやりの大切さを感じてもらい、登場人物に自分を重ね、自分が望む人間、生き方を考えてもらい、自分の理想の実現のためにすべきことなどを具体的に話し合い、「エール」を送るような内容の絵本を読む。自分の気持ちや考えを自分の言葉で表現し、発言に責任を持つよう指導し、コミュニケーション力も養っている。
28	駿府少 才門 辰史 A 個別面接	面接では、味方がいると感じてもらうことを大切にしている。その上で、「少年院や刑務所出ても、いろんな生き方している人沢山いるから、よければ紹介するよ」と伝え、社会にも一つの希望を持ってもらえたらと思っている。自分が出院後雇い主との出会いに助けられたように、一人の大人としてよい出会いの一つになればと思っている。
29	岐阜刑 永木 節男 A 精神的煩悶 B 入所時指導	閉ざされた獄中での暮らしが自分自身を問わざるを得ない機会となり、見えないところから支え生かしてくれている「真実の命の世界」に気づく契機となる。「自分が可愛い、ただそれだけのことで生きてきた、それが深い悲しみとなったとき、ちがった世界がひらけて来た」(浅田正作)という方向に導くことこそ、篤志面接委員の務めであると考えている。
30	笠松刑 追立 涼子 A 精神的煩悶等	保護司としても24年間従事しており、全てにおいて社会での本人たちのつながりを考える。本人のことを理解して、まず仕事に就き安定した日々からスタートをと考え、雇用主を探し、本人との面接まで共に動く。仕事につながることができたら一安心で、二度と繰り返さないために、チャンスを与えて、社会への道など一緒に歩ければと願っている。

No.	氏名等	意見の要旨
3 1	笠松刑 柚原 真紀 A 精神的煩悶	被收容者に対し、まずはここに入っている事実をしっかりと理解することや、罪を反省し社会復帰を目指さなくてはならないことを伝え、再入所しないために何をすべきかや、苦手なことから逃げずにどうしたら乗り越えることができるかを一緒に考えながら、一人一人の悩みに寄り添い、出所後のなりたい自分を共に考え、目標が持てるよう面接に当たっている。
3 2	岡崎医刑 渡邊 潤 A 精神的煩悶 B 釈放前指導	社会生活で役立つ情報やスキルではなく、自分自身の在り方を見つめることの大切さを伝えることを心がけている。「人」であるならば自分の人生に満足したいし、自分の存在を認められたいという思いは必ずあると思う。自分を見つめ直すことで、周囲に惑わされず人としての原点を確認することを伝えつつ、自分自身も毎回確認させてもらっている。
3 3	名古屋拘 國田 武二郎 A 精神的煩悶等 B 入所時指導等	受刑者の高齢化の状況が、刑罰教育の重点を「懲らしめ」から「立ち直り」に変容させ、篤志面接委員活動の在り方についても、単に人生論や道徳論を語るだけにとどまらず、より積極的に社会とのつながりを持たせる面接指導が必要になってくると思われる。特に高齢受刑者と家族らとの絆を復活させるための方途などについて、具体的に推し進めるべきである。
3 4	名古屋拘 夏目 弘善 A 精神的煩悶等 B 教養講座	A Iによる種々の情報分析を活用しつつ、受刑者個々の苦悩の解決策や、社会復帰後の更生に役立つ情報の提供に努めたいと考えている。そのためには、自己研鑽に努め、自己の倫理観をさらに向上させ、適時適切にA Iの能力も活用できるようにし、これを「篤面」活動に生かしていきたいと考えている。
3 5	湖南少 川浦 一美 A 個別面接 B 行事時の指導	社会復帰を支援する観点から、在院者と家族との関係改善を意識して面接している。直接在院者の成績評価に関わらないという篤面の強みから、彼らの本音を引き出し、これを教官にフィードバックすることで、社会復帰に向けた指導に貢献できる。今後は、施設のケース研究会に積極的に参加することで、社会とつながる篤面の役割を高められると考える。
3 6	宮川医少 木村 隆夫 B 保護相談	少年たちの立ち直り支援に活用できる公的資源だけではなく、民間の社会資源を把握しておくことの必要性を感じる。相談相手との関係は、相性が合うかどうかが決め手となるようであり、民間資源に丸投げすることは避けつつも、有効活用を進める必要があると考える。

No.	氏名等	意見の要旨
37	京都刑 吉田 淑子 A 個別面接 B 釈放前指導	社会とのつながりを確かなものにするには、帰住先でより長く生活の安定を持続させることが重要と考え、協力雇用主や就労支援の話や、コミュニケーションの大切さを伝えている。また、「社会を明るくする運動」について、運動に寄せる子供の作文を読んで子供たちも応援していることも話し、啓発運動により社会全体の支援が高まりつつあることも話している。
38	大阪刑他 巖水 法乗 A 精神的煩悶等 B 所内ディスク ジョッキー他	穏やかな社会や生活を願いつつ、自己中心・利己主義的なヒューマニズムの人間中心主義の世の中だから、まわりの人のこと（利他の精神）は失われている。今こそ、「足を踏まれたら痛い、踏んでいる方は痛くない」の所から学び直しが必要だと思う。「鏡に写る自分」を提案したい。
39	神戸刑 増田 祐一 A 法律相談	篤面活動の大きな目的は再犯防止にあると考え、一般社会に生活基盤を持つメンバーが受刑者と関わりを持つことだけでも、一般社会との関わりになり、意義のあるものだと思う。今後は、今以上に様々な分野から様々な人々を委員に迎えると共に、活動の内容向上が大切で、それに対応できる組織の構築や財政基盤の確保や、対価の在り方の検討も必要である。
40	加古川刑 小崎 佳奈子 B 補習教科指導 (国語)	授業では機会を見つけて中学時代の先生の言葉を受刑者に言う。「あなた方は、日本を支える大切な人です。過去は変えられませんが、現在と未来は、あなた方の意志で築き上げることができます」。最初の授業では、自分の姓名を漢字で正しく丁寧に書くよう指導し、書き終わったら褒めることにしている。受刑者は「ほめてもらうの、初めてやー」と微笑む。
41	和歌山刑 阪本 秀人 A 個別面接 B 釈放前指導	個別面接では出所後の職業や生活の相談が多く、受刑者を安心させられる回答は導き出せないが、色々聞きだしながら一緒に悩んでいる。釈放前指導では、「趣味を持ちませんか？たとえば手話は？」とかの話もする。趣味を持つことで、同趣味の人の集まりに入ると自ずから色んな人と関わりを持つことができ、社会に溶け込む一つの要因になるのではと思う。
42	姫路少刑 藤田 公一 A 個別面接	社会復帰するには、社会に求められる人材になることが重要で、何よりも人としての基本を身に付けることが必要だと考える。「挨拶」が全てのコミュニケーションの基本であることを学び、当たり前のことを当たり前のようにやることが一番重要である。最後に、自分は弱い人間であるということを自覚し、自分から周囲に助けを求めてほしいと思う。

No.	氏名等	意見の要旨
4 3	京都拘 田中 勇 B 改善指導	現実の社会や人々の状況とともに被害者の視点に立った話をして、必ず明るい明日は来る、短気をおこさずにしっかりと自信を持って人生のリセットに取り組んでもらいたいということを諭していくことが肝要かと思う。また、地域の人々の理解と協力を得られる為に、私達に取り組んでいくことは何か、具体的に検討することが必要だと思う。
4 4	大阪拘 藤井 健三 B 釈放前指導	社会の中に溶け込んで社会の一構成員として自分らしく生きていけるように指導することが重要と考え、社会復帰を目前に控えた心境を確認するようにしている。施設に収容された事実をこれから自分らしく生きる生き方を考える機会を与えてくれたものと前向きに考えて、具体的に実践するよう行動する力を与える指導が必要である。
4 5	京都医少 岡橋 聖舟 A 精神的煩悶 B 改善指導	篤面活動は基本的に施設内処遇で始まり、施設内処遇で終わる。その中で出来ることとして、自分に自信が付き職業選択の幅の広がりにもつながる施設での検定や資格取得を勧めること、生活のリズムを整え感情をコントロールすること、保護司とのかかわり方などを助言している。
4 6	浪速少 井関 靖 A 宗教相談等 B 教養講話	少年が自身を語ることで新たな気づきに出会えるよう、対話では彼らの意見や考え等を述べてもらい、私はそれをそのまま聞くように心がけている。また、少年にはできるだけ新聞や本を読み、言葉の数を増やすことを進めている。言葉を知らなかったら、物事や心の機微（細やかなところ）に出会えないと思う。
4 7	加古川少 潮崎 孝代 A 個別面接等	隔絶された少年院での生活から、出院後一気に解放された少年たちが、風評やウワサなどにも耐え、また誘惑にも負けない、折れない心を持つにはどうしたらよいか、と少年にも問いながら面接をしている。再犯を防ぐのに、それがどんなに微力であろうとも、当たり前の人としての会話を続けたいと思っている。
4 8	加古川少 道谷 卓 A 法律相談等	少年たちが退院後に社会とのつながりを円滑にしていく一つの要素として、高卒資格は大きな意味があると思う。少年施設では、高卒認定の指導を篤面活動と連携させ、これまで以上に強化し、合格率100%を目指してはどうだろうか。

No.	氏名等	意見の要旨
49	奈良少 森 佳之 B 情操教育	今後はA Iが増々発展し、人の関わる仕事がどんどん減少していくが、人でなければ成り立たない仕事などは残っていくと思う。我々篤面の活動はA Iなどでは代わることが出来ないとても大切なものであり、人と人が膝を突き合わせ、目と目を見ながら話をしたり、受刑者に寄り添いながら相手の話を聞くことは人でしか出来ないと思う。
50	松江刑 深貝 登志子 B 釈放前/ 改善指導	刑罰によってさらに出所後も元犯罪者として排除され社会とのつながりが弱くなることや、生きづらさを抱えている人が地域社会で十分な医療等の支援が得られていたら犯罪することも少なくなるのではないかということなど、受刑者との係わりの中で学んだ。受刑者との対話と地域社会の受け入れ側の意見を聞く機会を増やしたい。
51	島根七 三浦 明 A 法律相談	財産犯の被収容者から出所後の被害者への償いについての質問が多い。償いの基となる就労機会の取得等が社会とのつながりの端緒となると思われることから、社会が彼らを快く受け入れ、立ち直りのために温かい手を差し伸べてこそ、彼らの改善更生、社会復帰に役立ち、再犯しない人間となってくれるのではないかと思う。
52	岡山刑 松田 信一郎 A 個別面接	受刑者に罰を与えるという考え方は古いと思うが、社会に対して反則行為を行った者には反省を促す事が肝心だと考える。刑務官の方々が受刑者に対して規則正しい生活を指導して所内での規律を守る様に指導し、その上において篤面の活動が存在すると思う。
53	岩国刑 井上 光保 B 釈放前指導等	自分が最近経験して気になったことを話すなどして、社会に帰ってどのように対処すべきかを考えてもらうようにしている。自分が知っている見方や世界だけが絶対ではなく、多様なものの考え方がある、と知ったうえで社会に接してみたい。
54	徳島刑 桑内 瑠美子 A 家庭相談等 B ラジオ制作 (所内放送番組)	出所直前の方のお便りでは、必ず異口同音に「『ホットひといき』を聞けると1か月が無事過ごせた、それを積み重ねることが、出所への道しるべになっている。」と言ってくれる。自分を見つめる時間を持ち、言葉に置き換えてみる作業が、自己の内省を深めることでもあるのではないかと思いつつ、微力だが続けていきたいと思う。

No.	氏名等	意見の要旨
55	高松刑 有田 幹子 B 点字指導	社会貢献を通じて社会とつながりを持たせることを意識している。沢山の宿題も完璧にこなし、「もっと宿題ください」と受刑者から願いでてくるが多々ある。「社会貢献」を通じて社会とのつながりを持つことで、受刑者達の社会復帰への意欲ややる気を引き出し、それらに負けない様日々努力することが私のやりがいに繋がっている。
56	高知刑 山崎 典子 B 茶道指導	一服のお茶を通じての客と亭主との関係は、お互いに対する「思いやりの精神」である。このお茶の世界のように、受刑者は罪の償いを十分に果たし自分を深く見つめ、愚かさに気付かされ反省し、社会の人々は、施設の中で苦しい思いをしてきたことを思いやり普通に接してあげてはと考える。
57	四国少 楠見 司朗 A 精神的煩悶	面接を通じて、「どの時代にあっても、子供をわけへだてなく愛情を持って育てる」ということが子供たちの成育にとって非常に大切なものではないかと思う。すなわち、誰の子であっても大事にし、時には厳しく時には優しく、人として正しい考え、正しい行いを教えていくことだと思う。
58	福岡刑 権藤 俊次 A 個別面接 B 入所時／ 釈放前指導	受刑者が勇気を持って社会復帰し、再犯しないよう支援することが篤面にできる再犯防止策であると考え、定職に就き生活にリズム感を持つこと、社会人としての価値観や常識を身に付け真面目に生きること、相談相手を見つけ自暴自棄にならぬこと、ストレス発散の方法を考えること、意志を強く持ち努力することなど指導している。
59	長崎刑 山田 元 B 囲碁クラブ	クラブ活動を少しでも楽しい時間にするのを頭において指導している。出所後、就労できない、身寄りがない等から余暇時間を持て余し再犯に至ってしまう人が多いと言われている。クラブ活動を通して、囲碁を打つこと、誰かと関わっていくことの楽しさや喜びを伝えることが、長い目で見て社会復帰に役立つのではと思っている。
60	熊本刑 加藤 尚史 A 宗教相談全般	宗教教誨に関するある調査結果を見ると、罪を犯したことを悔いることと社会復帰が直接的に結びついていない。謝罪に向けて、悔いの重要性を意識した上で、実社会において内的なネガティブを克服していく筋道を共に考えられるか、宗教相談を担うべき身としては、教誨とは異なる姿を模索すべきと思っている。

No.	氏名等	意見の要旨
6 1	大分刑 糸永 早織 B 釈放前指導	周りから信頼される人間になってほしいと願い、そのためには規則正しい生活の習慣化や限られた時間の使い方、メリハリをつけた生活が重要と考え、今の動作時間に添って生活している習慣を出所後も維持してほしいと伝えている。また、「くさらない、あきらめない、うらやましがらない」を守って他人とは気持ちのいい距離を保って生活するよう伝えている。
6 2	宮崎刑 鍋島 まゆみ A 精神的煩悶等 B 釈放前／ 改善指導	指導の中では、「困ったことを相談する勇気を持って欲しいこと、相談することは恥ずかしいことではなく、声に出して初めて相手に理解してもらえること、それが問題解決につながっていくこと、真剣に生きようとする姿勢は誰かが見守ってくれること」などを伝え、相談できる社会資源の紹介や、信頼できる人への相談の大切さを話すようにしている。
6 3	鹿児島刑 中窪 豊秋 B 珠算指導	珠算クラブの受講者が検定試験の可否に関わらず、目標に向かって努力する大切さを感じ取ってほしいと願っており、受刑者がこれまでの経験を生かして、社会復帰後も途中で投げ出さない強い精神力で社会貢献してほしいと願うばかりである。
6 4	沖縄刑 安田 健二 A 個別面接 B 釈放前指導	社会に自分の「居場所」、「出番」、「信頼できる人」がなければ更生は困難と言える。社会には被収容者にとって厳しくとも温かく見守る寛容と度量ある「よき伴走者」やその仲間づくりをしている人がいると伝えることで、社会に対する信頼感を醸成し、社会とのつながりを再認識させるべく務めている。
6 5	福岡拘 星加 薫 A 釈放前指導 B 釈放前指導	更生保護施設で出所者に接していると、信頼関係を長く続けたことがないように思われる。指導では、信頼できる人を作してほしいと伝え、一人一人に話せる環境(場所)を聞き、どこに行けば話を聞いてもらえるかを助言できるよう自分も勉強している。「一人じゃないよ」「抱え込むことはしないで」と伝えることを心掛けている。
6 6	沖縄女少 山口 加代子 A 精神的煩悶	現代社会はスマホ、SNS、インターネットであらゆる情報が得られる中、人権意識と多様なことを選択できる社会であることを伝え、自らの未来に向かって、信頼できる大人に出会えるように励ましている。面接では特に受容、傾聴を主とし、コミュニケーションツールとして感情を言語化できるように寄り添うことを心がけている。

印 刷 令和7年2月

発 行 令和7年2月

編集兼発行 (公財)全国篤志面接委員連盟

印 刷 所 (有)ピーエフパブリシティ



競輪の補助事業

この記録は、競輪の補助により作成しました。

<https://jka-cycle.jp>